

日野市河川整備構想

——緑と清流を生かすまちづくり——

報告書

昭和63年1月

日 野 市

はじめに

本市では目ざす都市像として「緑と文化の市民都市」を掲げ、自然と人の調和するまちづくりをすすめております。

緑ゆたかな多摩丘陵の麓、市内中央を西から東に貫流する浅川が、東の地点で多摩川に合流する地形により、その流域は古くから住民の生活と文化を培う母体でありました。

急速な都市化によって、樹林地や水量の減退など、自然が大きく変様いたしました。住民意識は都市生活の中でも、緑や水辺は単に郷愁のみでなく、人間性の回復のためにも欠かせない大切さが再認識されるようになりました。

本市では、優れた自然の条件から、早くより自然の回復に着目していろいろの手段による運動と施策を展開しております。

このたび、国や都のご協力をいただきながら、日野市河川整備構想とその基本計画を共同策定することとなりました。21世紀を視野においた「緑と清流を生かすまちづくり」をテーマとして四つの主軸で構成されております。

市民各位のご意見を集めてまちの特色を生かし、自然と人の調和できるまちづくりに一層寄与したい考えです。

昭和63年1月

日野市河川整備構想検討会座長

日野市長 森 田 喜美男

日野市河川整備構想目次

はじめに

日野市の概要	1
--------	---

§ 1. 目的と手順	2
------------	---

〔現況及び課題〕

§ 2. 浅川の現況と改修計画	5
-----------------	---

2-1 浅川の現況	5
-----------	---

2-2 浅川の暫定改修計画	6
---------------	---

2-3 多摩川及び浅川の水と緑のネットワーク	7
------------------------	---

§ 3. 程久保川の現況と改修計画	9
-------------------	---

3-1 程久保川の現況	9
-------------	---

3-2 程久保川の改修計画	9
---------------	---

§ 4. 日野市の概況とまちづくり	11
-------------------	----

4-1 日野市の概況	11
------------	----

4-2 日野市のまちづくり	14
---------------	----

§ 5. 緑と清流を生かすまちづくりの課題	19
-----------------------	----

〔構想及び計画〕

§ 6. 緑と清流を生かすまちづくりの基本構想	23
-------------------------	----

§ 7. 緑と清流を生かすまちづくりの基本計画	27
-------------------------	----

7-1 緑と清流を生かすまちづくりのゾーニング	27
-------------------------	----

7-2 浅川における基本計画	32
----------------	----

7-3 流域における基本計画	39
----------------	----

7-4 ネットワーク化における施策の推進	49
----------------------	----

7-5 基本計画予定表	55
-------------	----

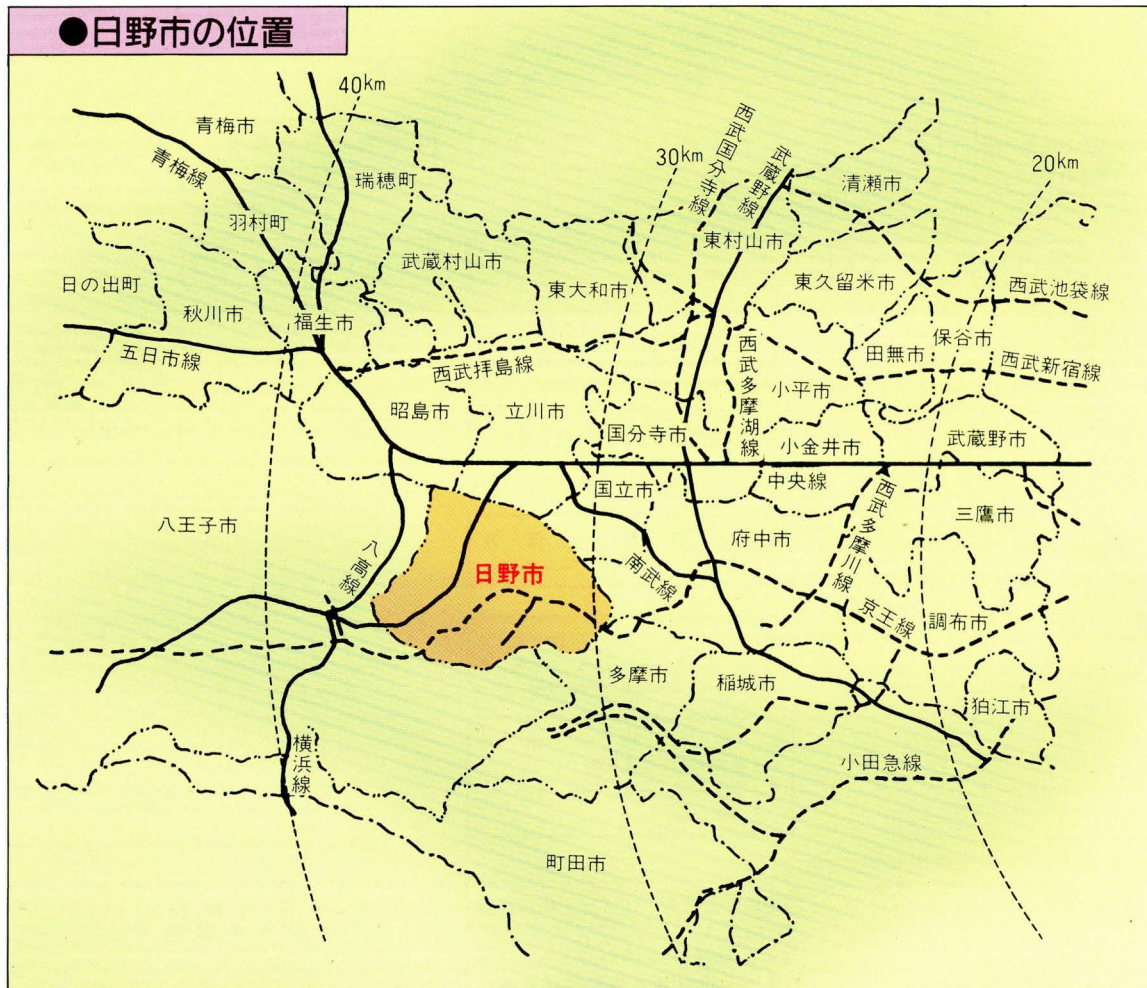
日野市河川整備構想検討会規約	57
----------------	----

日野市河川整備構想検討会・作業部会名簿	58
---------------------	----

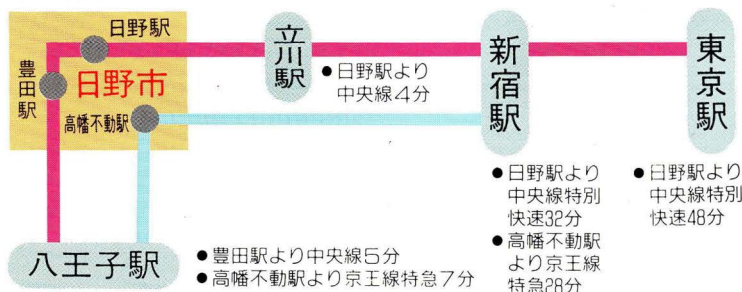
検討会・作業部会経過	59
------------	----

日野市の概要

日野市は、東京都の西部、都心から約35kmの距離に位置している。面積は2,711ha、人口は昭和63年1月1日現在 158,392人で、30年代から続いた経済成長による急激な人口増加は、近年ようやく鎮静化しつつある。



●主要駅までの所要時間



●位置と面積

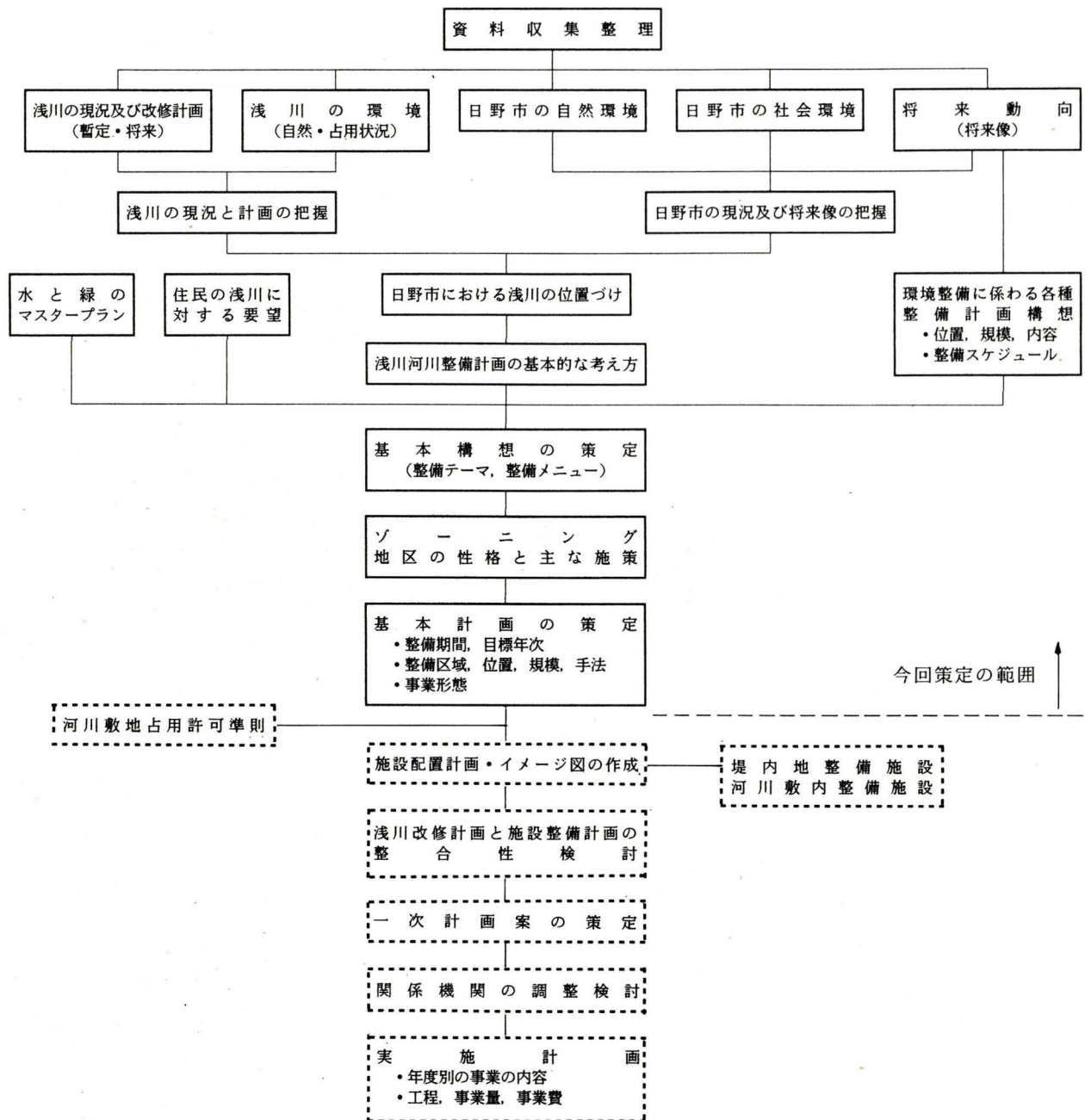
日野市の境界	東経139度21分40秒(西端) 〃 139度26分40秒(東端) 北緯 35度38分20秒(南端) 〃 35度41分30秒(北端)
広 が り	東西7.59キロメートル 南北5.85キロメートル
周 囲	25.5キロメートル
面 積	2,711ヘクタール

§ 1. 目的と手順

日野市の基本施策の柱である、川を都市軸としたまちづくりをすすめるため、日野市の21世紀を視野に置いた緑と清流のまちづくり構想を策定することを目的とする。

本構想は、河川等の整備を適正に位置づけ、地域に根ざした多様なニーズに対応した河川及び流域の環境の整備を円滑に実施するものである。なお、策定の手順は図－1に示すとおりである。

本構想はそのうちの基本計画の策定の段階までをとりまとめたものであり、次段階以降は、建設省、東京都と事業の調整をはかって推進していくものとする。



図－1 緑と清流を生かしたまちづくり策定の手順

〔現況及び課題〕

§ 2 . 浅川の現況と改修計画

2 - 1 浅川の現況

<浅川流域の諸元>

浅川は、関東山地東端の山岳地帯（高尾山、陣馬山等）に源を発し、扇状地上に開けた八王子市、日野市の中央を東流したのち、日野市百草地先で多摩川に合流する河川である。流域諸元は下表のとおりである。

表 - 1 浅 川 の 諸 元

流 域 特 性	流 域 諸 元	摘 要
流域面積	156.1km ²	
流域地形		分水界標高150m～870m
山 地	71.76km ²	45.9%
丘 陵	25.28km ²	16.2%
台 地	14.10km ²	9.0%
扇状地性低地	42.60km ²	27.3%（他河道 1.6%）
市街化区域面積	59.46km ²	流域の38.1%
本川流路延長	30.15km	幹線流路総延長 119.8km
直轄区間延長	13.20km	
指定区間延長	16.95km	
流路勾配（直轄区間）	I=1/230～1/150	多摩川合流点～南浅川合流点
流路勾配（指定区間）	I=1/140～1/100	南浅川合流点～八王子福祉センター
流域内関係市町村	八王子市 144.2km ² 日野市 11.9km ²	流域の92.4% 流域の 7.6%

<土地利用の変遷>

浅川流域の土地利用をみると、昭和41年当時と比べて将来の市街化は著しい。

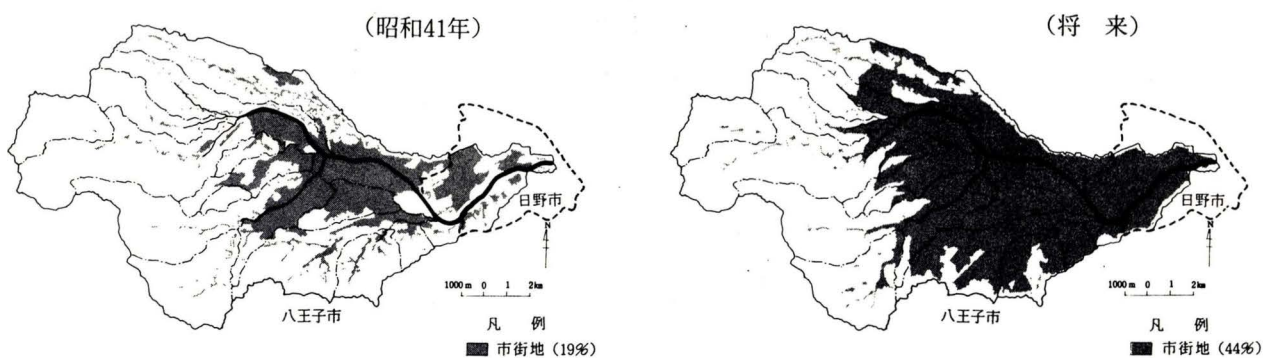


図 - 2 土 地 利 用 状 況 図

2-2 浅川の暫定改修計画

1) 多摩川水系工事实施基本計画

浅川の直轄管理区間は、昭和44年にそれまで多摩川合流点（-0.6km）から百草地先（2.0km）までであったのが、多摩川合流点から南浅川合流点（12.6km）までの区間に拡大され現在に至っている。昭和50年には工事实施基本計画を改定し、浅川の計画高水流量も $840\text{m}^3/\text{s}$ を $1,800\text{m}^3/\text{s}$ に改めた。

2) 暫定改修計画

現在の浅川の治水安全度は、部分的にかなり低い箇所もあり早急に向上させる必要がある。そこで戦後最大流量を全川に渡って安全に流しうるよう計画を立てた。

3) 暫定計画の基本方針

暫定改修計画においては、安全度を早急に確保するために少ない工事で短期間に効果を上げること、浅川は河床勾配が $1/150 \sim 1/230$ と急であることから洗掘の防止、水衝部の緩和を行うことを基本に置かなければならない。そこで、基本方針を次のように設定した。

- ・全区間におけるほぼ同様の安全度の確保。
- ・弱小堤防区間の築堤。
- ・流下能力の不足区間の河道掘削（取水施設に影響を与えないよう、また、急激な河道変化を生じさせないように行う）。
- ・水衝作用（深掘れ）の緩和、現有施設の維持向上。
- ・暫定掘削の支障となる橋梁の架け替え、補強。

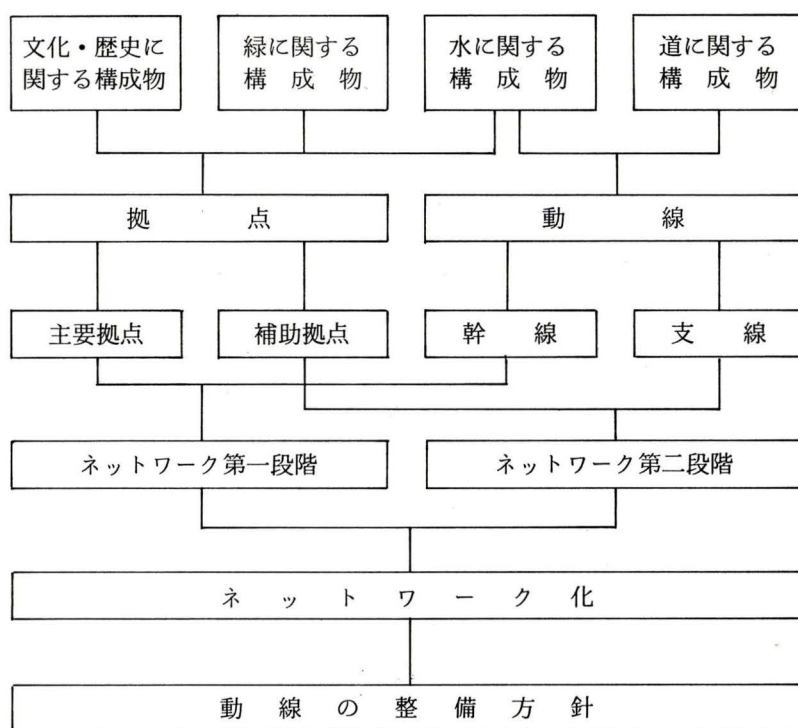


2-3 多摩川及び浅川の水と緑のネットワーク

<全体方針>

多摩川水と緑のネットワーク計画の整備構想は、水と緑をネット化し、人々が安全で快適に連続移動できるよう整備の方針を確立することを基本としている。

以下に整備構想の基本方針を示す。



“水と緑のネットワーク”は、4つの構成物で形作られている。その中で最も大切な構成物は、文字通り水と緑である。

水とは、主軸となる多摩川の他に中小規模河川・水路・はけなども含まれる。これは「水に関する構成物」である。緑とは、公園緑地・自然樹林などを指す。これは、「緑に関する構成物」である。

この他、「道に関する構成物」、「文化・歴史に関する構成物」がある。

以上、水・緑・道・文化・歴史の中から、ネットワークの核となるべき“拠点”と、それらを結ぶ“動線”を選ぶ。

“拠点”とは、ネットワークの中心となるべき場所として、多くの人々が憩い楽しめる場であり、水・緑・文化・歴史の3つで構成されるのが最良である。

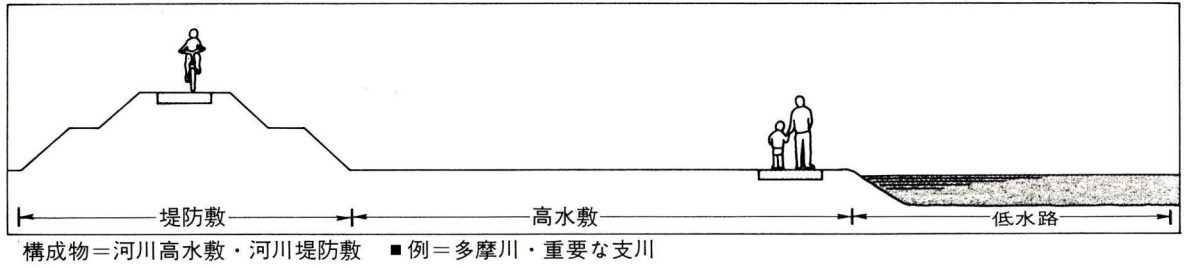
“動線”は、拠点から拠点への移動を安全かつ快適にする役割がある。

こうして選んだ“拠点”と“動線”の中から重要な拠点（主要拠点）と重要な動線（幹線）をネット化する。それに、補助的な拠点（補助拠点）と補助的な動線（支線）を加えて完成させる。

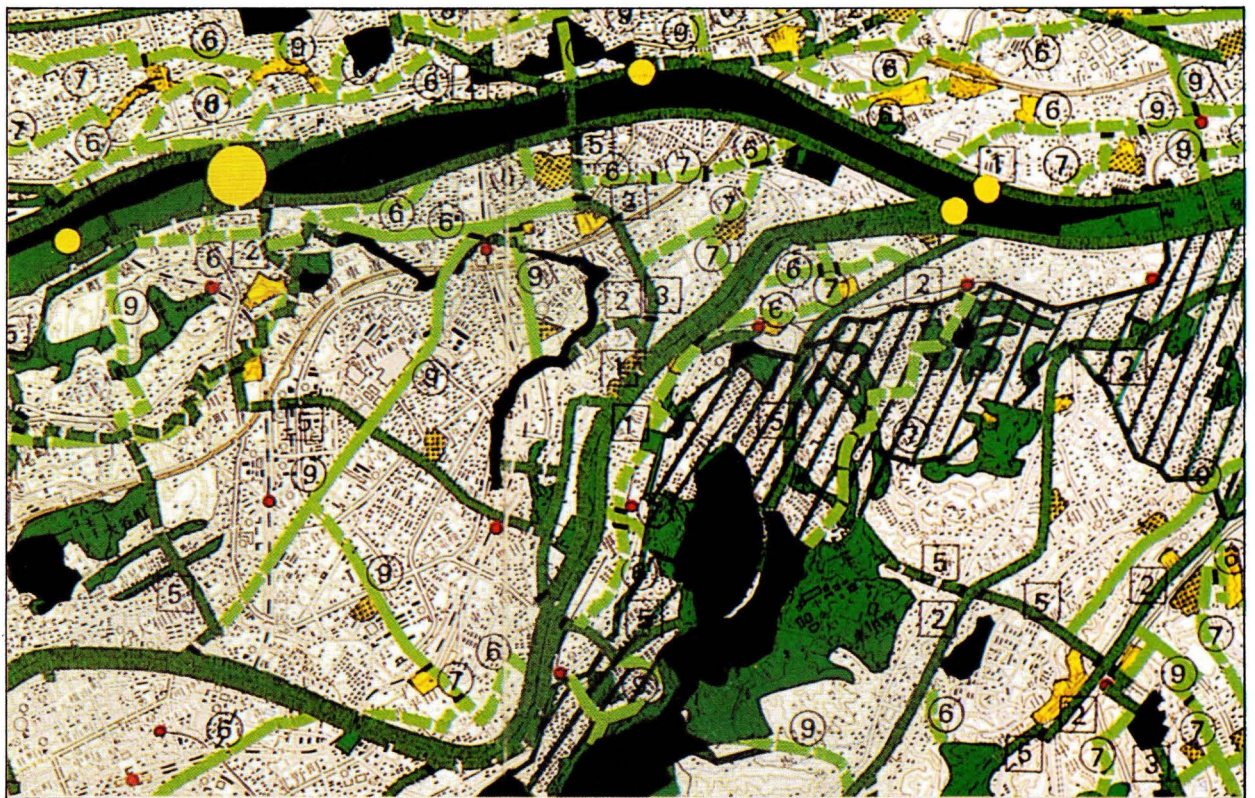
そして、人々が安全で快適に移動できるよう整備方針を検討していく。

<動線の整備（幹線）>

水と緑のネットワーク計画では、河川敷タイプとして次のようなタイプを提案している。



次に、水と緑のネットワーク計画において、日野市周辺を図示したものを下図に示す。



分 類		表 示 方 法
拠点	主要拠点 ※－１	供用(都市計画決定済を含む)
		未供用(緑のマスタープラン)
	補助拠点	供用(都市計画決定済を含む)
		未供用(緑のマスタープラン)
動線	幹 線 ※－２	既存利用/既存一部整備
		計 画
	支 線 ※－２	既存利用/既存一部整備
		計 画

多摩川八景	
多摩川50景	
駅	

※－１：主要拠点表示箇所において斜線部分は都立自然公園および国立・国定公園である。

※－２：動線(幹線・支線)上の黒印は下記整備形態の区分箇所である。

図－３ 多摩川を主軸としたネットワーク計画（日野市周辺）
（多摩川水と緑のネットワーク計画より）

§ 3 . 程久保川の現況と改修計画

3 - 1 程久保川の現況

程久保川は、日野市池ヶ谷戸にその源を発し都道(154号線)に沿って流下し、同市百草で多摩川に合流する河川である。流域ではかつて丘陵地帯の大部分を雑木林が占めていたが、現在は数多くの民間団地が丘陵地帯を削って造成されている。また、上流部には多摩動物公園、多摩テック等の遊園施設がある。

かつて5～10mの川幅であった程久保川は農業用水路の役目も兼ねていた。流域の開発が進んだことによって、下流部で氾濫を起こし、民家に浸水被害をもたらすようになった。

3 - 2 程久保川の改修計画

程久保川は、昭和48年度に多摩川合流点から50mm/hr計画規模の改修に着手し、多摩動物公園駅下流までの都市計画決定区間約3.1kmの河道整備を58年度で完了した。

今後は、旧河川敷の利用について検討する。

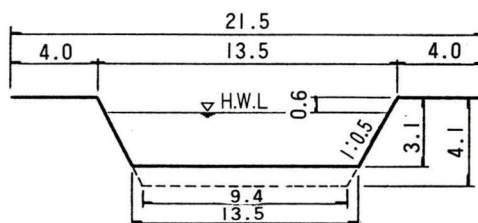
表-2 程久保川の諸元

河川名	程久保川		水系名	多摩川	級種	一級
流域面積	5.0km ²	延長	3.8km	下流端	日野市百草(多摩川合流点)	
				上流端	日野市程久保(無名橋)	

計画概要

計画規模	mm/hr	確率	流出係数	基本高水 (m ³ /s)	計画高水 (m ³ /s)	流出計算法	河口水位
基本	50	1/3	0.8	70	70	合理式	m AP+58,438
将来	90	1/30	0.8	140	140		

多摩川合流点～京王線下流



凡例

—— 基本計画
 - - - 将来計画
 単位：m

注) 合流点より200mは
将来断面で施工済

図-4 標準断面図

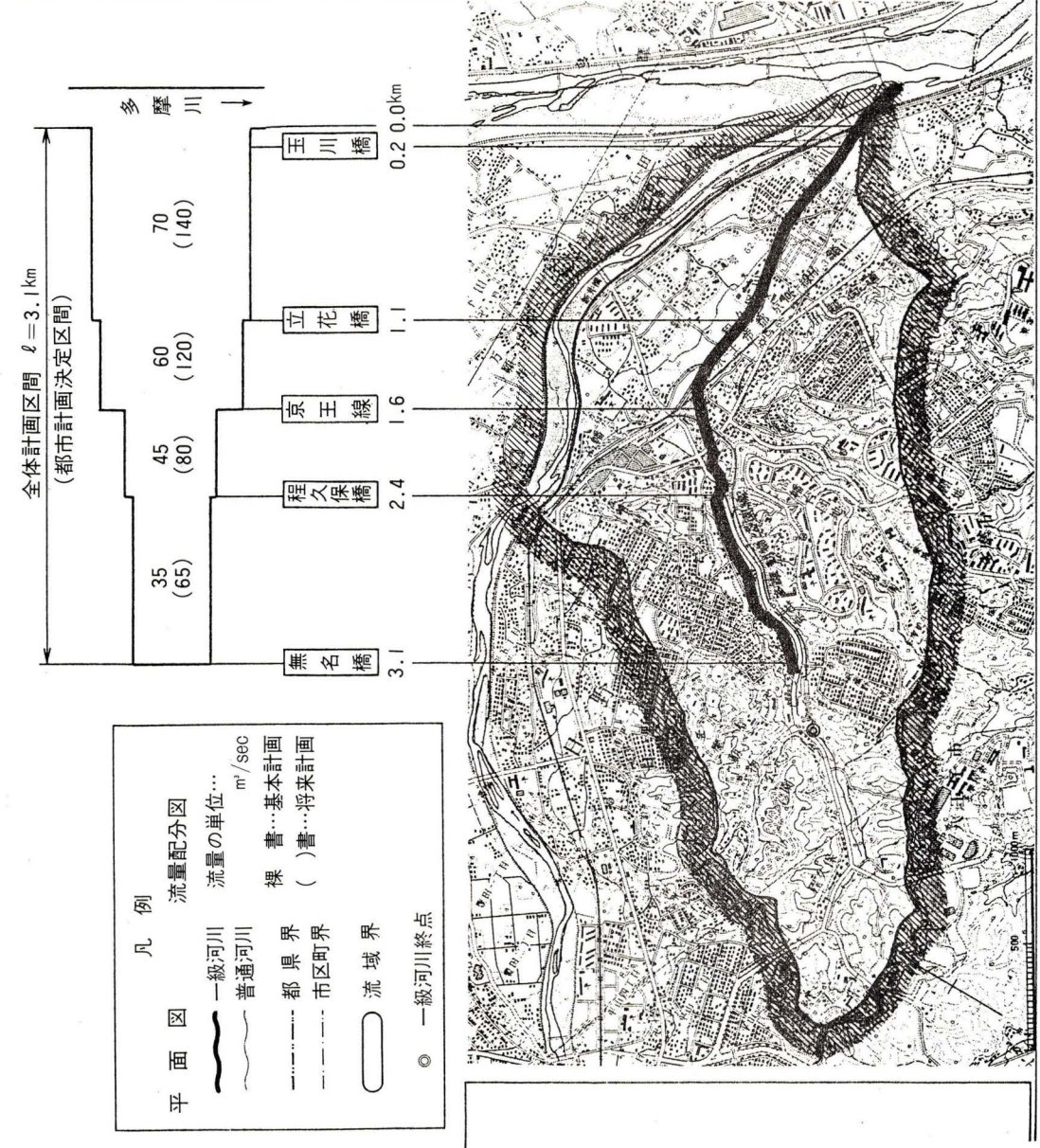


図-5 程久保川の流量配分

§ 4 . 日野市の概況とまちづくり

4-1 日野市の概況

1) 日野市の変遷

本市は昭和10年代より種々の工場が立地し、その後、昭和30年代から40年代にかけて、大規模な土地区画整理事業や多摩平団地等により団地開発がすすみ、急速な宅地化が進んだ。これによって、本市のイメージは“工業都市”から“住宅都市”に移行してきている。

市の人口は昭和60年現在約15万6千人（国勢調査）で、日野市住民意識調査（昭和59年12月）によれば、昭和41年以降に日野市に住むようになった人が約65%を占める。

2) 日野市の自然条件

<地形地質>

市内のほぼ中央を貫流する浅川と市の北側を西から東へ流れる多摩川が東南端で合流し、この流域に沖積低地が開けているほか、西北部には洪積土による台地（日野台地）が形成されている。

3) 土地利用規制

市内の82.6%は市街化区域で、市街化調整区域は多摩川および浅川の河川区域と南部の七生公園（多摩動物公園）周辺に集中している。

用途地域のうち、86.7%は住居系の地域が占めており、住宅都市としての傾向がうかがえる。

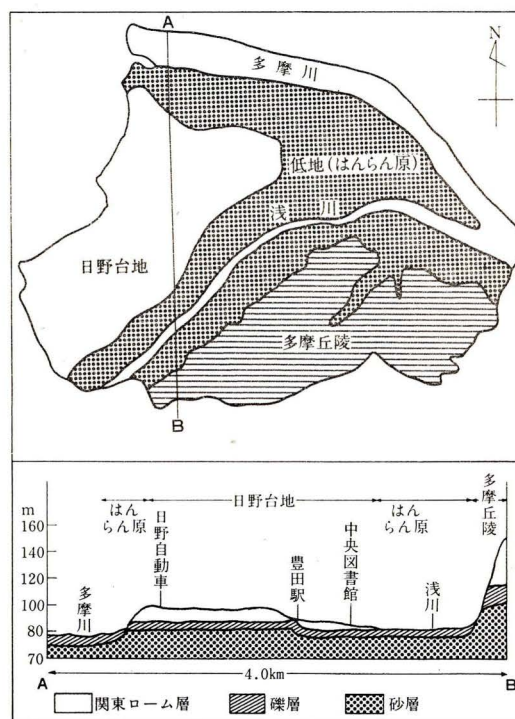


図-6 日野市の地形地質

4) 主な公共施設

<道 路>

本市の道路は中央自動車道及び国道20号（甲州街道）が市の北部を東西方向に通過するほか、2本の主要地方道、6本の一般都道により主要な道路網を形成している。

<橋 梁>

多摩川には現在橋梁（道路橋）は1橋、浅川には6橋がかかっている。都市計画道路として計画されている橋梁は多摩川に4橋ある。

なお、浅川では、仮称「二番橋」として、新井橋と高幡橋の中間地点に歩道橋を架橋する計画がもたれている。



図-7 橋 梁 位 置 図

<河川・水路>

市内には浅川、多摩川の大河川の他に、数多くの中小河川・水路が網の目のように流れてい。行政面積の中で水空間の占める割合は14.8%で、東京都内でもこれほど多くの空間を保有しているまちは少ない。

表-3 日野市内河川一覧表

河 川 名	等 級	管 理 者	延 長 km	平均幅員 m	面 積 ha	面積割合 %
多 摩 川	一級河川	建 設 省	7.0	350~600	259.0	9.5
浅 川	"	"	7.0	120~180	90.0	3.3
程久保川	"	東 京 都	3.8	18~21.5	8.0	0.3
谷 地 川	"	"	0.7	30	2.2	0.1
根 川	準用河川	日 野 市	2.9	4~13	2.7	0.1
中小河川	法 定 外		215.0	0.3~6.0	41.5	1.5
計			236.4		403.4	14.8

（面積割合は日野市行政面積 2,711haに対して占める割合。）

<下水道>

下水道普及状況は、現在、処理区域160ha、18,000人の汚水を処理し、人口に対する普及率は11%となっている。

<公園・緑地>

本市の公園・緑地の整備状況は下表のとおりである。

表-4 公園・緑地の整備水準

	計画決定		供 用		摘 要
児 童 公 園	18	5.52ha	14	3.56ha	
近 隣 公 園	8	19.31	3	6.41	
総 合 公 園	2	17.10	0	0	
特 殊 公 園	1	53.51	1	52.31	
小 計	29	95.44	18	62.28	整備率65.3%
仲 田 緑 地	6.0		3.9		市, 国有地
日 野 緑 地	20.2		9.02		市, 民有地
多 摩 川 緑 地	248.1		3.33		国有地(河川敷)
小 計	274.3		16.25		整備率 5.9%

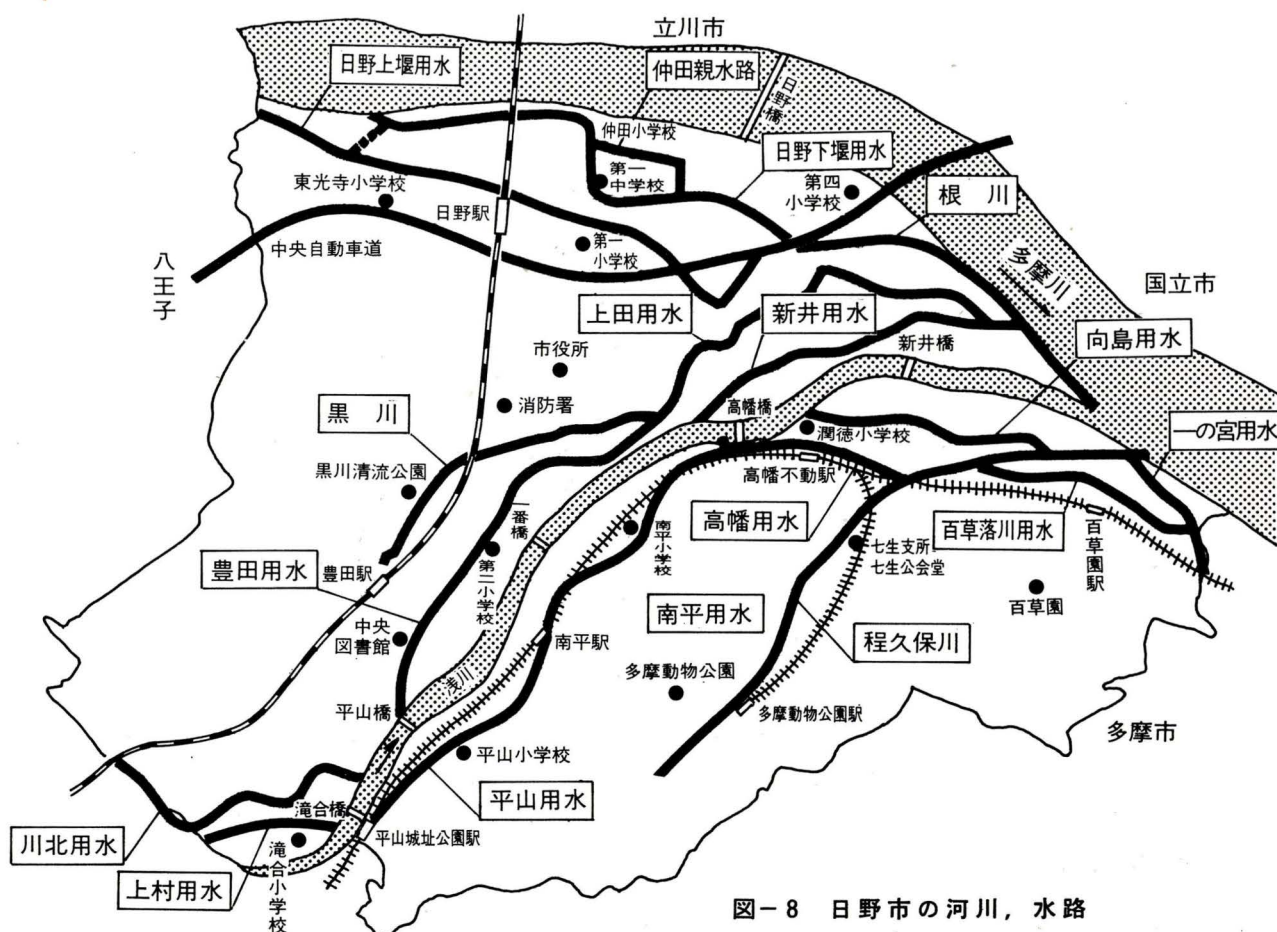


図-8 日野市の河川、水路

4-2 日野市のまちづくり

1) 日野市の都市像

日野市基本構想で提案されている目標とする都市像は以下のとおりである。本市のめざす都市像を総括的に示すと、『緑と文化の市民都市』である。これは、次の3要素から成り立っている。

- ① 多摩丘陵の緑や多摩川、浅川など、現存する変化のある自然環境に恵まれ、健康な生活と健全な社会環境をつくる「緑と清流と太陽の都市」である。
- ② 古くからの工業都市から昭和40年代以降に住宅都市としての性格を強め、新しい市民やその子供たちの中でも定住志向が広がっており、日野市の伝統と文化的風土の中に根ざした教育・文化・スポーツ活動を進める「文化とうるおいの都市」である。
- ③ 市民による市政を展開し、日野市をわがまち、ふるさととして築く「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」である。

2) 緑と清流のまちづくり

日野市基本構想の「自然と調和する安全・快適なまち」の中で緑と清流に関する施策の方向付けをしている。

<水と親しめるまち>

多摩川、浅川は本市のシンボルとして親しまれてきた。これを多摩丘陵や日野緑地、公園、農地、並木までを包み込んだ都市親水公園として、治水面を考慮しながら整備する。特に本市の中央を流れる浅川を、自然と親しみ、市民の出会いの場とするように計画する。そのため、自然環境の保全を最優先しながら、レクリエーションと憩いの場に使えるよう施策を推進する。

<緑あふれる美しいまち>

緑を保全すること、公園建設を進めることは、人々の憩い、レクリエーションの場としてはもちろん、災害時の避難場所の確保のうえからも重要である。また、農地は、生産緑地として、住環境に重要な役割を果たす都市空間として尊重される。市民の実践的参加による家庭緑化、地域緑化の運動を大いに進め、自然の保護と回復のために、まちぐるみの活動を展開し、緑あふれる美しいまちづくりをめざす。

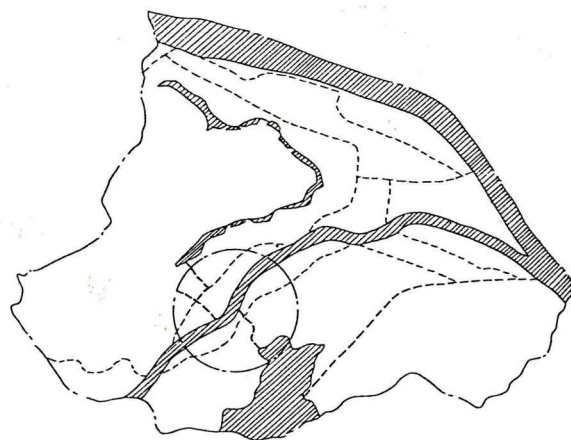
<緑のマスタープランにおける緑地の配置計画>

昭和57年に策定した日野市緑のマスタープランでは、緑地の配置計画として次のような基本方針と計画基本方針図を示している。

- ・骨格的緑地の保全と形成……日野市の骨格的緑地である多摩川、浅川、多摩丘陵、日野緑地を有機的に結び、保全効果、利用効果ならびに存在イメージの強化をはかるため、それらを結ぶ緑道を配置する。また、浅川と多摩丘陵をつなぐ程久保川に緑道を配置し緑地軸を形成する。

・水系の活用……「緑と清流のまち」の都市のイメージづくりのため、積極的に水系の保全をはかり、水系に沿って緑道を配置することは、水と緑が一体となった修景効果の高い緑地のネットワークを形成させる。

・公園緑地の中心核形成……独特な郷土景観を形成する骨格的緑地の特性を充分に活用して、日野緑地、浅川、多摩丘陵を結ぶ地域に総合公園、地区公園、緑道等を計画し、都市のシンボル地区の形成をはかる。



骨格的緑地 水系利用緑道 骨格的緑地軸 緑地のシンボルゾーン

図-9 計画の基本方針図

3) 土地区画整理事業

本市においては、施工済みの地区が9地区、施工中の地区が3地区あり、その面積は合わせて736.3ha、市街化区域面積の32.9%に及んでいる。

(下表で○は施工済、△は施工中、無印は計画決定済)

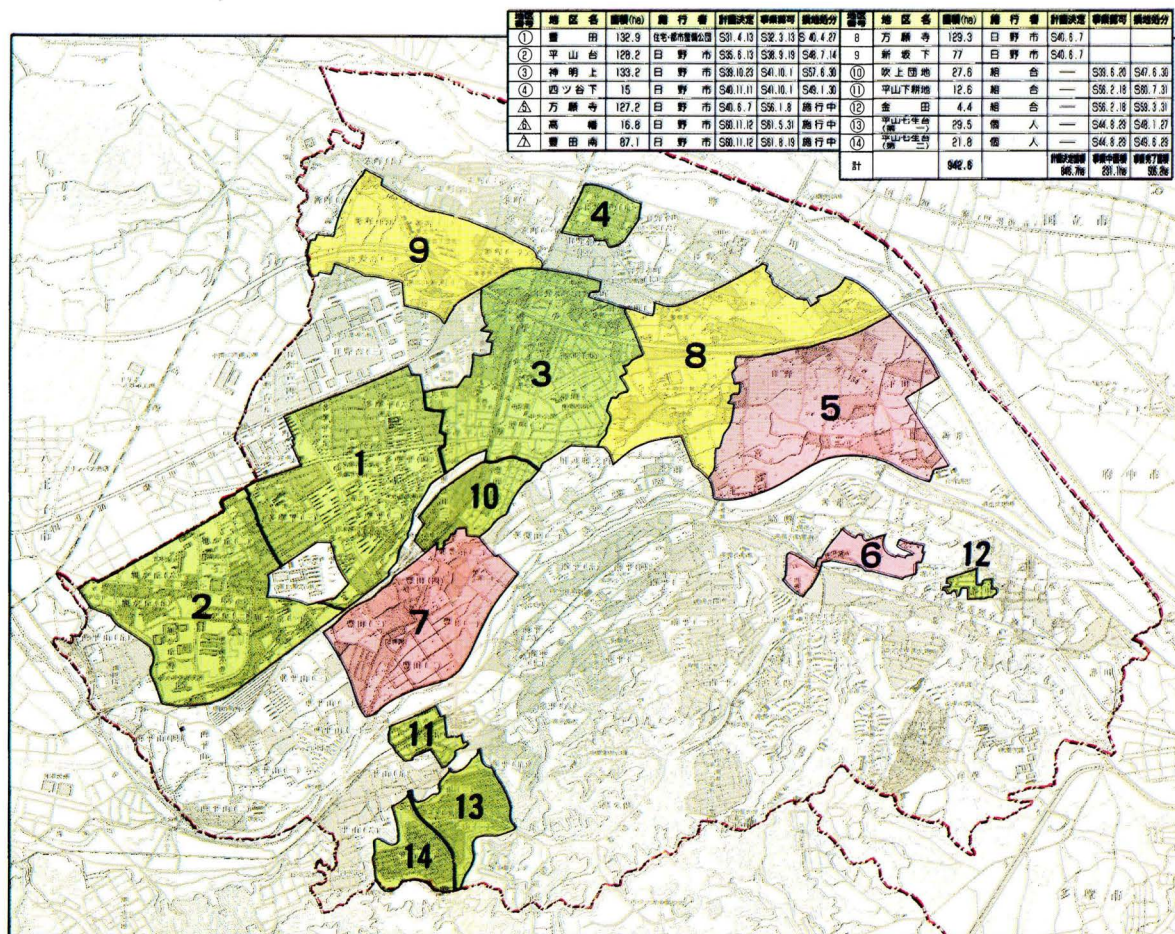


図-10 土地区画整理区域図

4) 多摩都市モノレール計画

多摩都市モノレールは、多摩センター～高幡不動～立川～新青梅街道間約16kmを結ぶもので、そのうち日野市内の延長は約6 kmで5駅の設置が計画されている。

5) 下水道計画

日野市の公共下水道は上位計画である多摩川・荒川等流域別下水道整備計画を受けて、昭和54年に基本計画を策定し、計画区域2,362ha、目標年次昭和70年、計画人口21万1千人としている。

<汚水排水>

夜間人口211,000人、昼間就業人口66,000人を設定し、下図に示す3つの処理区に分割する計画としている。

事業については豊田駅周辺(多摩平地区)の事業完了後、現在は認可面積を1,435haとして事業を進めている。人口に対する普及率は11%となっている。

浅川右岸、左岸の地域は浅川処理区で計画の全体面積は1,733haで、多摩川と浅川の合流する地点の浅川処理場(16.3ha)で処理される。

なお、浅川処理場の上は面積8.0haの都市計画公園として計画されている。

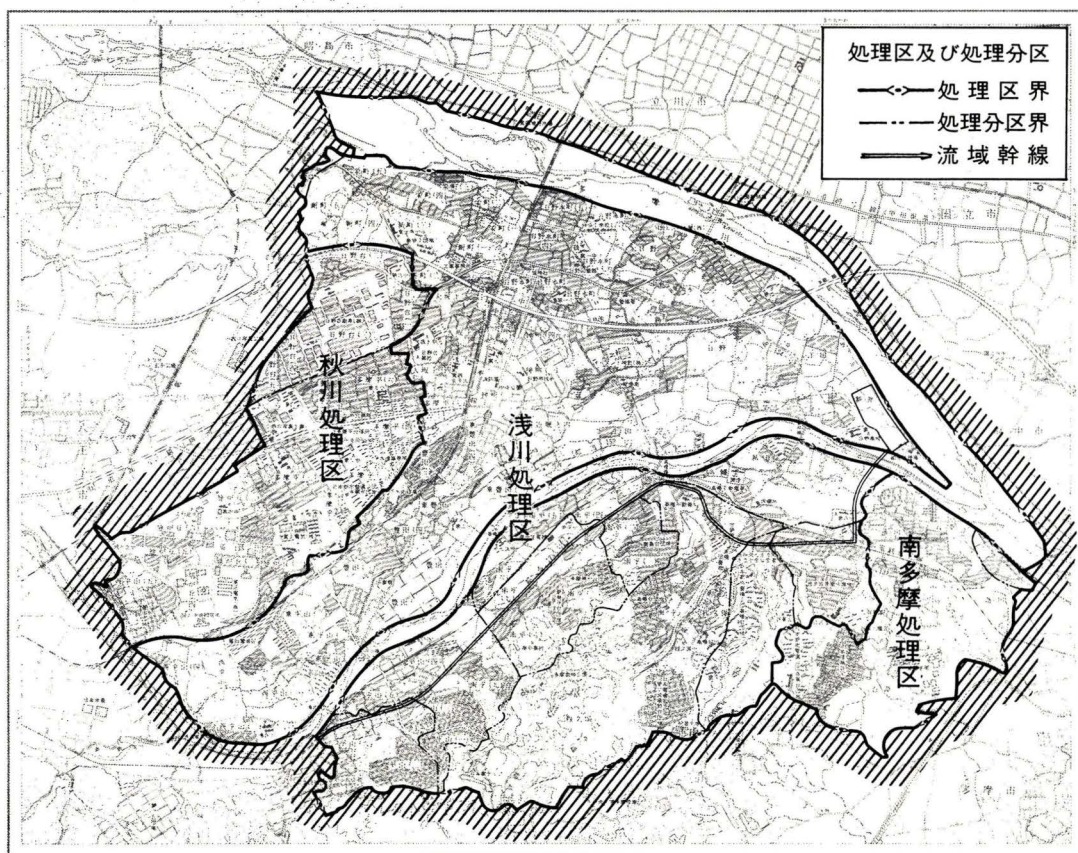


図-11 下水道(汚水)計画区域図

<雨水排水>

本市は多摩川、浅川、谷地川、程久保川、大栗川の5河川の流域に含まれているが、面積的には大半が浅川流域となっている。

浅川には合計12の樋管によって排水されるが、そのうち7ヵ所が完了、5ヵ所が未完である。

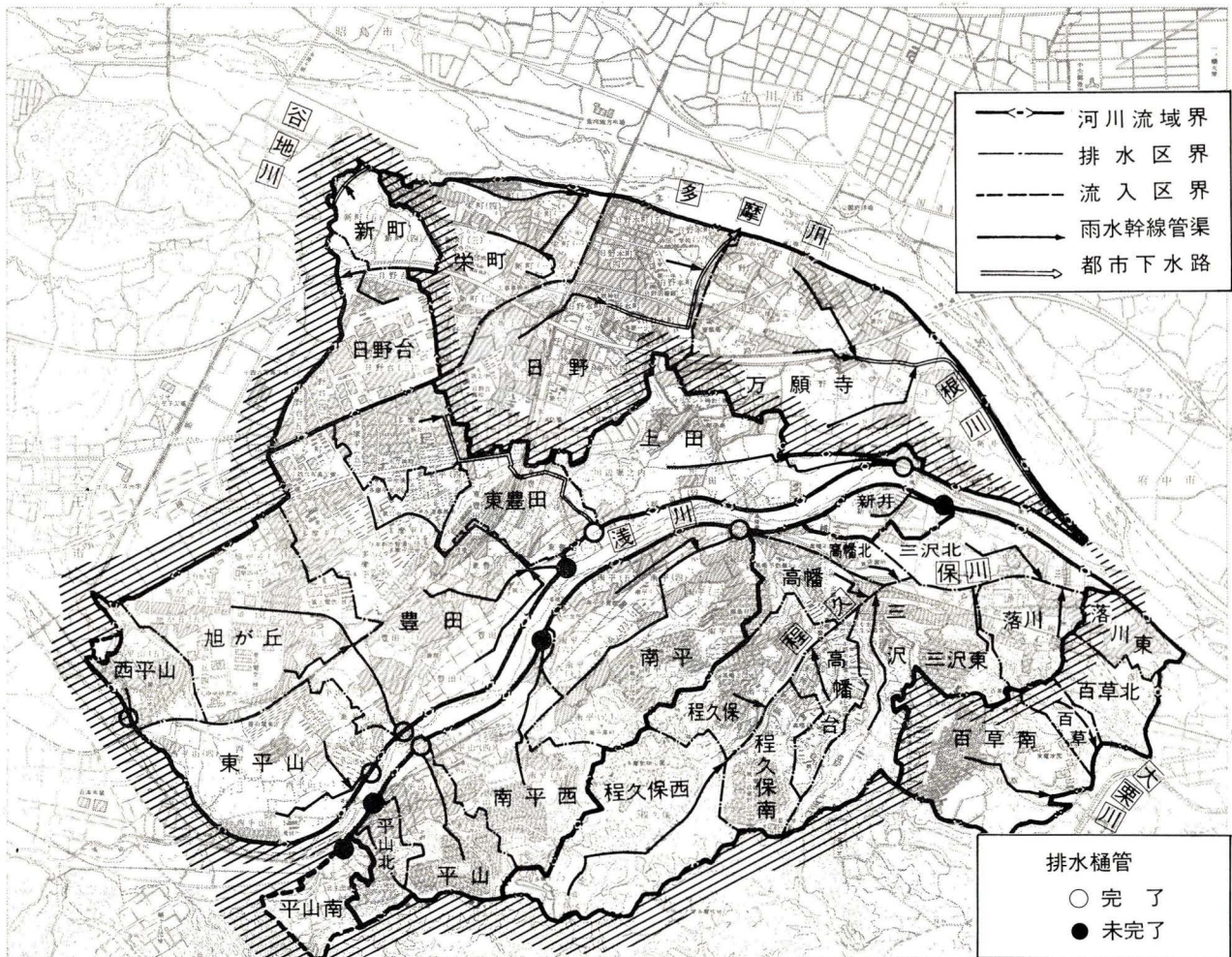


図-12 雨水排水施設計画

6) 地区計画

万願寺土地区画整理区域では地区計画制度を合わせて指定し、次に示す4つの項目を設けている。

- ① 敷地面積の最低限度
- ② 垣または柵の構造の制限（ブロック塀等の高さ1.2m以下）
- ③ 壁面の後退（50cm以上）
- ④ 用途の制限（近隣商業地域内のホテル、旅館の制限）

7) 日野市における浅川の位置づけ

本市における浅川の位置づけは、「浅川利用計画」にもみられるように、次のような基本的な内容をもっている。

- ① 日野市では多摩川と浅川及び市内を網の目状に流れている用水路など水空間面積が行政面積の約14.8%を占めており、川とともに発展をしてきた都市である。
- ② 浅川は市内の真中を縦断して流れており、市の大半が浅川の流域に含まれることから浅川に人を引きつける施設を整備すれば、まちづくりにおける市の座標軸として位置づけることが可能である。
- ③ これまで日野市の市街地開発は中央線沿川と京王線沿川に展開してきたが、現在進行中の土地区画整理は浅川に面した沿川に展開しており、今後、市民の生活行動圏の中に浅川がとり込まれていくことが予想される。

§ 5. 緑と清流を生かすまちづくりの課題

本市における都市の骨格をなす軸は、これまで通常、道路や緑地帯が役割を受け持ってきた。しかし、空間としての連続性、緑としての連続性という点で、浅川がその中心に位置づけられる。

本市はもともと多摩丘陵に多くの緑をかかえ、広い田園地帯に囲まれてまちが発展してきた。本市に住む人々からはかつての用水路等の清流復活を望む声が強まっている。

また、昭和40年代以降、大規模な団地開発によって移り住んできた人々にとっては日野市を新たに自分たちのふるさととして位置づけている。

以上の背景にたつて、緑と清流を生かしたまちづくりの課題を以下に示す。

1) 浅川自然环境を生かす

自然的特質として、二つの段丘の崖線の緑、丘陵地の緑、沖積低地の河辺林、ハケの湧水、多摩川、浅川の合流点の自然があげられ、さらに、自然性の高い要素として生産緑地、農業用水路などがある。これらの自然環境的特質を保全し、市域の自然系システムの中核である浅川と有機的に結びつけ、宅地開発などにより分断されている自然環境を回復するため、次の方途を考える必要がある。

- ① 農地、用水路、河辺林、段丘や丘陵の樹林を可能なかぎり保全、整備して、流域のもつ保水機能を確保するとともに、地下水脈の保全、復元に努めるなど、浅川とその周辺に残されたすぐれた自然環境を生かす。
- ② 浅川のもつ水空間資源、緑空間資源、量的空間資源としての特質を強化する方向での整備。
(河辺緑地帯等)

2) 浅川社会環境を生かす

自然環境と同じように重要な役割を果たしているのが、歴史性、文化性の高い施設や場所である。これらの代表的なものとしては、浅川右岸側では高幡不動尊、多摩動物公園、平山城址公園、左岸側ではハケの湧水と緑、市役所、図書館などがあげられよう。

段丘－浅川－丘陵と結んだ緑の系、水の系により歴史的、文化的要素を結んだネットワークは、景観的に見ても、本市の郷土風景の生成に直線的に関わるのみならず、浅川水系システムの保全や、市民の回遊的レクリエーションなどに役立つものとなろう。

3) 浅川を都市軸としたまちづくり

浅川に隣接した土地区画整理事業、人道橋等の新設など、日野市の新しいまちづくりは浅川を軸として進められつつあり、河川環境整備、水と緑による歴史的、文化的要素のネットワーク化などを行って、浅川を都市軸としたまちづくりを進めることは本構想の主題の柱となるものである。そのためには次のような検討課題にとりくむ必要がある。

- ① 河川空間と沿川の関連施設とを緑道や水路等によってネットワークとして結ぶ際に、いかにして道路、公園、住宅などのそれぞれの事業が整合し、まちづくりに参加することができるか。
- ② 河川空間と街並の景観を一体的、総合的に整備していくために、水をいつくしみ育てる思想の普及や街並をきれいにするための協定および地区計画制度など、市民の主体的なまちづくりへの参加が求められている。

〔構想及び計画〕



§ 6. 緑と清流を生かすまちづくりの基本構想

<基本的な考え方>

河川は治水、利水、環境という多様な機能を有する公共空間であり、人々の日常生活に密接な関わりを持っている。

河川環境整備計画の基本的方向は治水・利水機能を損なわない範囲でかつ治水・利水機能と環境機能との調和のとれた豊かな河川環境を創り出すことである。従って、緑と清流を生かしたまちづくりの基本構想の策定に当たっては、浅川のもつ河川としての特性、市内の小河川、水路の実態、周辺の社会及び自然環境等に十分配慮し、それと調和するとともに一体となった計画としなければならない。

長い歴史と伝統をもち、近年急速な市街化の進んだ中で、緑と清流の街として印象づけられる本市にあって、浅川はまちづくりの軸として位置づけられるとともに多くの人々に愛され親しまれてきた。特にその豊かな自然と随所に残る自然河川の趣、景観の美しさなどは日野市民にとって物心両面にわたるかけがえのない貴重な財産となっている。

また、市の将来像において「自然と調和する安全・快適なまちづくり」を基本施策等の一つとしてかけ、その中で浅川を都市軸とした緑と清流のまちづくりとして位置づけられている。

このようなことから、緑と清流を生かすまちづくりの基本構想の策定にあたっては次のような整備テーマを設定する。

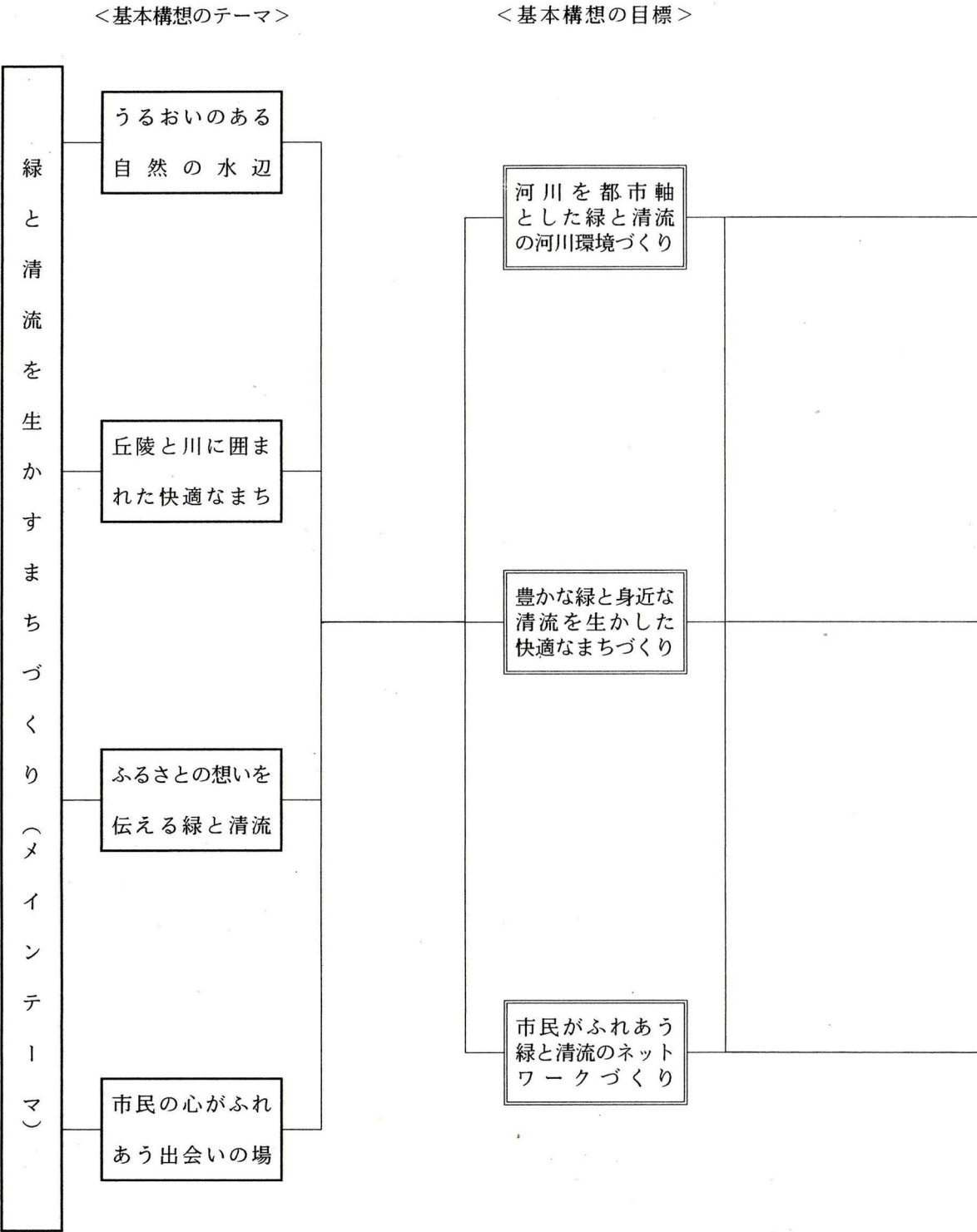
「うるおいのある自然の水辺」

「丘陵と川に囲まれた快適なまち」

「ふるさとの想いをつたえる緑と清流」

「市民の心がふれあう出会いの場」

表－５　基本構想



の フ レ ー ム

< 整 備 方 針 >

< 施 策 の メ ニ ュ ー >

河 川 環 境 (浅 川)	自 然 性 の 豊 か な 河 川 整 備 ・ 保 全	・保全ゾーンの設定 ・自然石護岸，緩勾配護岸の導入
	親 水 性 豊 か な 河 川 公 園 整 備	・環境護岸の導入 ・水辺の休憩スペースの設置 ・せせらぎの創出
	河川景観を生かした 施 設 整 備	・橋の上下流に景観を配慮した護岸等の整備 ・既設橋梁の整備 ・浅川の兩岸を結ぶ人道橋（出会い橋）の新設

流 域 環 境	浅 川 と 周 辺 と の 一 体 的 整 備	・堤内地の既存または計画の公園を浅川と一体的に整備する ・公園計画を浅川沿いに誘導する ・現存の果樹園等を生かした演出 ・スーパー堤防の造成 ・河辺樹林地の確保 ・協定等による街並の整備
	都 市 型 自 然 の 保 全 ， 整 備	・公園緑地の整備 ・生産緑地等の保存 ・斜面緑地の保全 ・緑道，プロムナードの整備 ・旧川敷の整備，利用
	小 河 川 ， 水 路 を 整 備 し た 清 流 復 活	・水路の保全，整備 ・魚類生息用施設の整備 ・環境維持用水の確保

ネ ッ ト ワ ー ク ・ 活 性 化	行 事 ・ 組 織 に よ る 活 性 化	・総合治水対策の推進 ・水辺のイベント ・生物観察 ・河川への意識啓発および河川清掃 ・伝統漁法の継承 ・その他，市民活動の育成
	生 態 系 の 保 全 ・ 回 復	・生態系保全施設の設置 ・保水機能，流出抑制の推進 ・魚の放流
	水 質 浄 化	・湧水の利用 ・水質浄化システムの導入 ・下水道の普及
	緑 と 清 流 の ネ ッ ト ワ ー ク 化	・遊歩道，サイクリングロードの整備 ・散歩，散策ルートの明示 ・拠点の配置と連絡ルートの設定

§ 7. 緑と清流を生かすまちづくりの基本計画

<目標年次>

緑と清流を生かすまちづくりの基本計画は、日野市の将来構想を基本として、21世紀を視野においた昭和70年を目標設定年次とし、今年度からの9年間を3年ずつに区分し、昭和62年から64年までを第一期、昭和65年から67年を第二期、昭和68年から70年までを第三期として設定する。

7-1 緑と清流を生かすまちづくりのゾーニング

日野市の骨格を都市整備の面からみると、次の3つの特徴がうかがえる。

その第一の特徴は、JR中央線と京王線を中心とする2つの「都市軸」によって周辺の都市と結ばれていることである。

第二には、日野駅、豊田駅、高幡不動駅の3つの駅が市内の中心核となっている。第三には、中央線北側の「工業+住宅ゾーン」、京王線南側の「学園・レクリエーション+住宅ゾーン」および浅川周辺の市内中央部の「住宅ゾーン」の3つの地域に分けられることである。

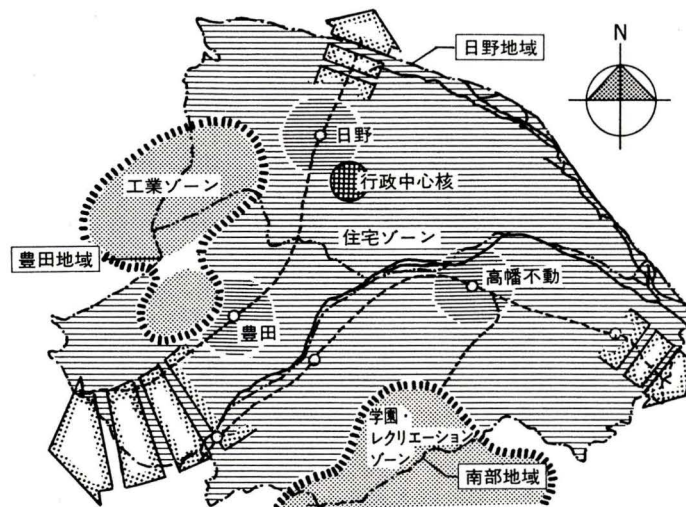


図-13 都市軸と市内の中心核

これらは都市の基本的な骨格であり、日野市のまちづくりの基本となるものである。

緑と清流を生かすまちづくりは前述のゾーニングと矛盾することなく、かつまた、まちづくりにおける独自の位置付けをもつものである。

緑と清流を生かすまちづくりの基本計画に対応するゾーニングとしては、基本構想のフレームをもとにして、次の4つのゾーンを設定する。

- ① 浅川をとりまく水辺ゾーン
- ② 程久保川と七生公園のゾーン
- ③ 日野緑地と清流復活ゾーン
- ④ 多摩川を背景とした水辺ゾーン

以下にそれぞれの概要を示す。

① 浅川をとりまく水辺ゾーン

浅川の河川環境を主体としたゾーンで、緑と清流のネットワークの中心軸とする。「自然性の豊かな河川整備・保全」「親水性豊かな河川公園整備」「河川景観を生かした施設整備」の3つを整備方針の柱とし、合わせて浅川と周辺との一体的整備をするために、隣接した堤内地の施設も整備を行うゾーンとする。

② 程久保川と七生公園のゾーン

程久保川改修後の河川沿いの緑道と旧川敷の緑地の整備で構成され、七生公園周辺は多摩動物公園、多摩テック、および南平丘陵公園などまとまった緑があり、周辺の住宅団地ゾーンの背景となっている。

これらの既存の“緑”を生かして、これをさらに浅川と程久保川を連携させ、浅川右岸における緑と清流のネットワークのゾーンとする。

③ 日野緑地と清流復活ゾーン

日野緑地は、段丘崖のハケから豊富な湧水があり、この清水を生かした公園をつくり、緑と清流の拠点として整備する。また、用水路にメダカやフナ泳ぐ姿が見られるような水質に浄化し、かつての清流を復活させるゾーンとする。

④ 多摩川を背景とした水辺ゾーン

多摩川に面したこのゾーンは、多摩川の広々とした空間を活用して、親水ゾーンとして保全・整備し、また隣接する堤内地についても緑と清流を生かしたゾーンとする。

なお、各ゾーンの具体的な整備内容を表-6に、各ゾーンの区域を図化したものを図-14に示す。

表－6 各ゾーンの整備方針と

ゾ ー ン	整 備 方 針
① 浅川をとりまく水辺ゾーン	・自然性豊かな河川整備・保全 ・親水性豊かな河川公園整備 ・河川景観を生かした施設整備 ・浅川と沿川地区との一体的整備
② 程久保川と七生公園ゾーン	・程久保川の旧川敷の整備 ・七生公園，多摩動物公園，多摩テック及び南平丘陵公園等の緑の保全及び整備 ・浅川と程久保川を連携させる緑と清流のネットワーク化
③ 日野緑地と清流復活ゾーン	・日野緑地，段丘崖ハケの湧水の保全 ・清流を活用した公園の整備と緑と清流のネットワーク化
④ 多摩川を背景とした水辺ゾーン	・ひろびろとした高水敷の整備と親水性豊かな河川公園整備 ・沿川の公園整備，緑地保全と水路の清流の復活

具 体 的 な 整 備 内 容

具 体 的 な 整 備 内 容
・河辺樹林地の確保，川辺自然公園の整備（散策路等の整備） ・駒形清流公園（仮称），平山親水公園（仮称），豊田田園公園（仮称）等の整備 ・人道橋の新設，既設橋梁の整備，景観を配慮した護岸等の整備 ・土地区画整理事業等と一体化したスーパー堤防の整備，公園等の整備と樹林等の保全
・旧川敷の面的整備（花の路，つどいの広場，水の路，スポーツ広場） ・既設公園周辺の緑の保全と南平丘陵公園の整備 ・程久保川沿いの緑道整備，周辺の水路（一の宮用水，向島用水等）の保全整備と清流の確保 ・魚類生息用施設の整備，環境維持用水の確保
・公園・緑地の整備 ・生産緑地，斜面緑地の保全 ・緑道の整備，街路樹による緑化 ・水路（黒川，豊田用水，上田用水等）の保全整備，水辺プロムナードと清流の確保 ・魚類生息用施設の整備，環境維持用水の確保
・広域的親水公園の整備 ・北川原公園（仮称）の整備 ・市民の森スポーツ公園の整備 ・周辺の水路（日野上堰用水等）の保全整備，水辺プロムナードの整備と清流の確保 ・魚類生息用施設の整備，環境維持用水の確保

凡 例

	浅川をとりまく水辺ゾーン
	程久保川と七生公園のゾーン
	日野緑地と清流復活ゾーン
	多摩川を背景とした水辺ゾーン

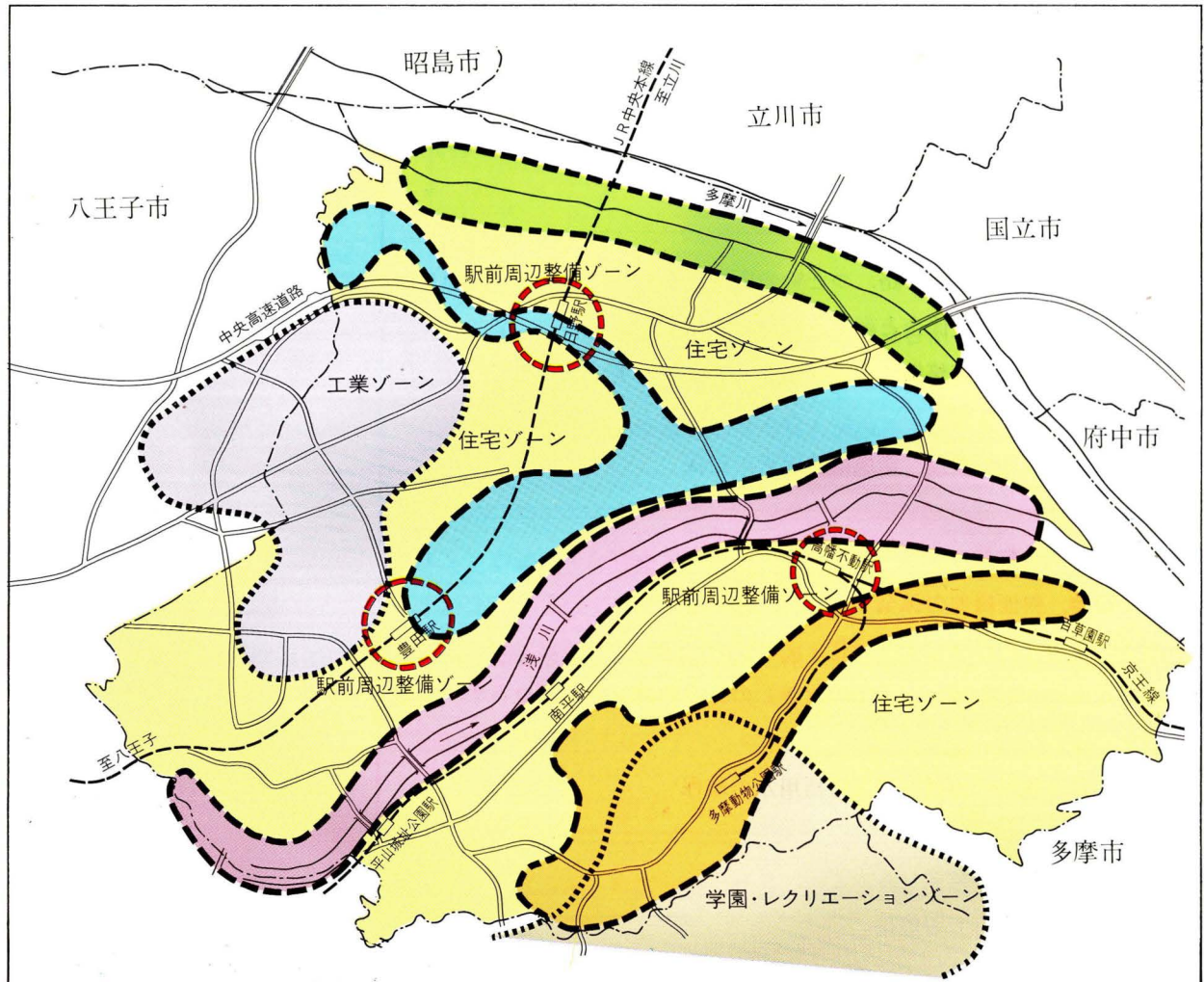


図-14 緑と清流を生かすまちづくりのゾーニング

7-2 浅川における基本計画

§5. で述べたまちづくりの課題に対処するため、以下に示す整備方針により基本計画の検討を行った。

- ① 自然性の豊かな河川整備・保全
- ② 親水性豊かな河川公園整備
- ③ 河川景観を生かした施設整備

浅川の利用は『浅川をとりまく水辺ゾーン』の中に位置付けられ、基本的には「保全計画ゾーン」と、「親水計画ゾーン」に区分し、親水計画ゾーンには親水施設的なスポットを設けることとする。以下に基本計画の要点を記すこととする。

1) 自然性豊かな河川整備・保全

新井橋下流から多摩川合流点までを保全ゾーンとして設定する。自然性が豊かな川辺樹林地の確保、公共施設内の緑化などを推進して、散策程度の可能な河辺自然公園として保全する。また、低水路掘削後に護岸の必要が生じたときは自然環境を損なわないよう工夫する。

2) 親水性豊かな河川公園整備

① 環境護岸の導入

環境護岸の分類は次に示すとおりである。

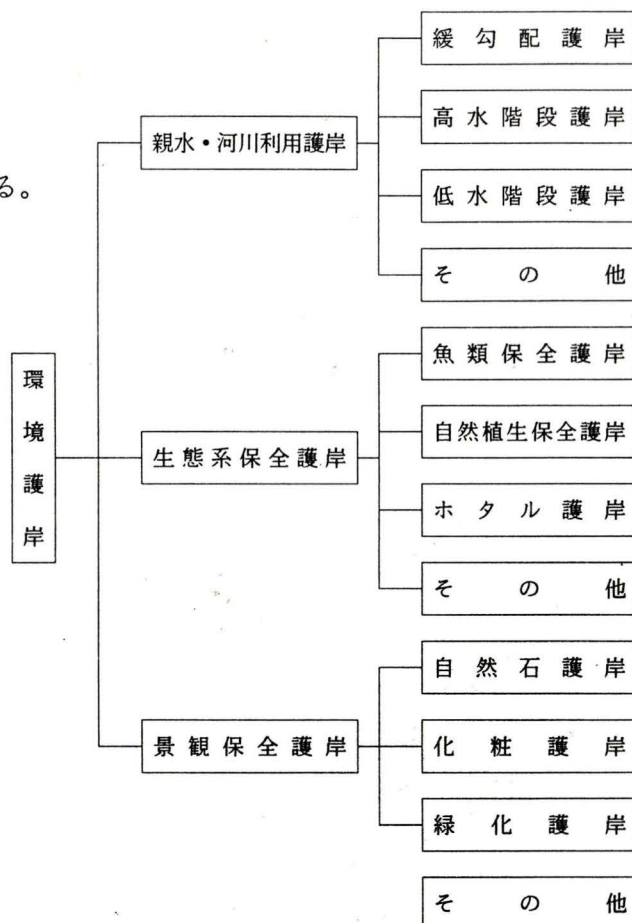


図-15 環境護岸の分類

上記の護岸タイプをメニューとして、浅川の改修状況を勘案した上で、環境護岸の導入箇所を検討する。

② 高水敷の整備

浅川の高水敷は、多目的に利用できる広場や水辺の散策等に利用するために、小道や小広場などを配置する。利用形態はゾーニングと十分整合が図れるように留意する。

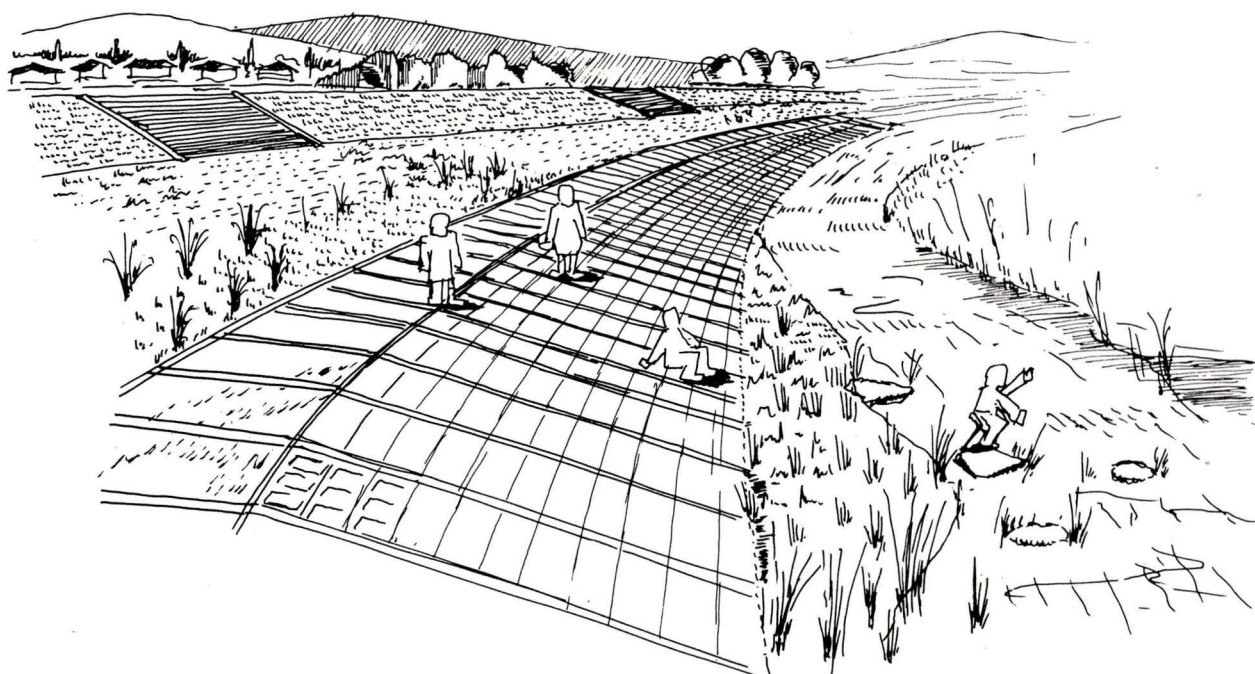


図-16 高水敷の整備イメージ図

③ 水辺の休憩スペースの設置

平山橋から高幡橋の間に3つの親水公園を計画する。

駒形清流公園（仮称）

豊田田園公園（仮称）

平山親水公園（仮称）

< 駒形清流公園（仮称） >

現在、市民プール及び駒形公園となっている地区は、堤防に隣接しているので、水辺の休憩スペースとして高水敷の整備や親水護岸の設置および低木の植栽を積極的に行い、河川整備と一体となるウォーターフロントゾーンとして整備する。主に以下の施策を推進する。

- ・ 河川に接して公園内に豊かな緑を創出する。
- ・ 築堤部に高水階段護岸を設置する。
- ・ 低水路部に親水性の護岸を設置する。
- ・ 市民プール開設期間中に渡し舟で対岸を結ぶ（駒形の渡し）。

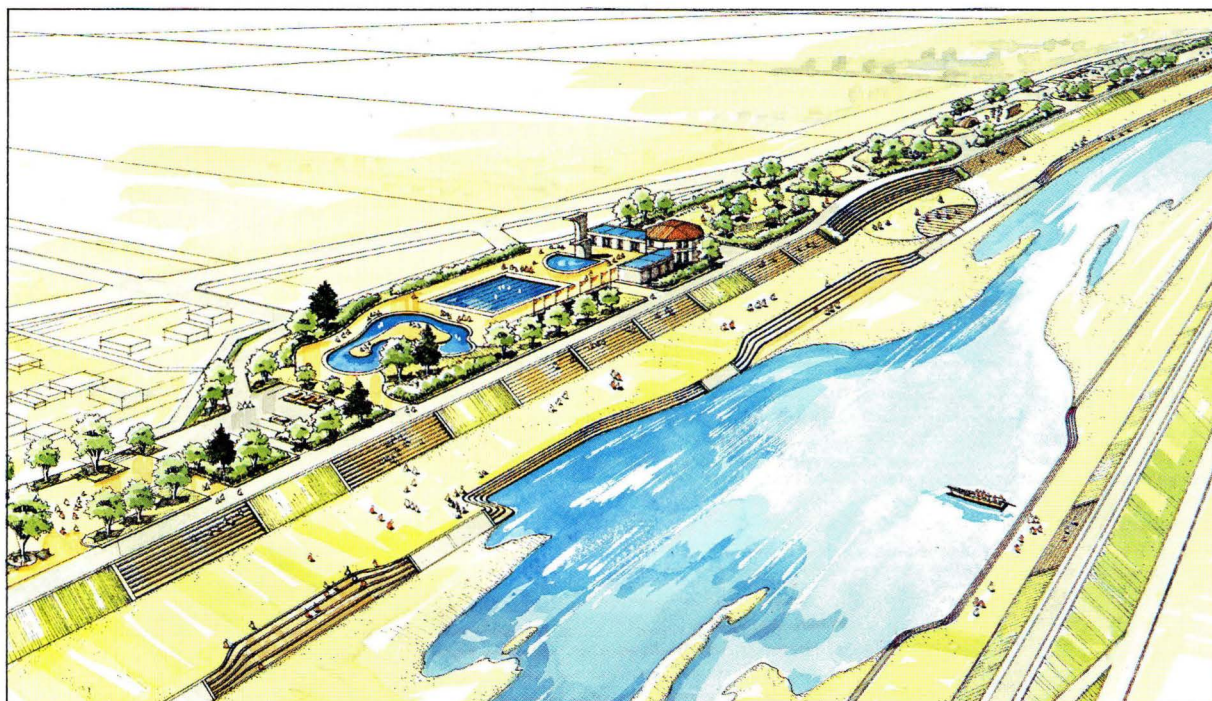
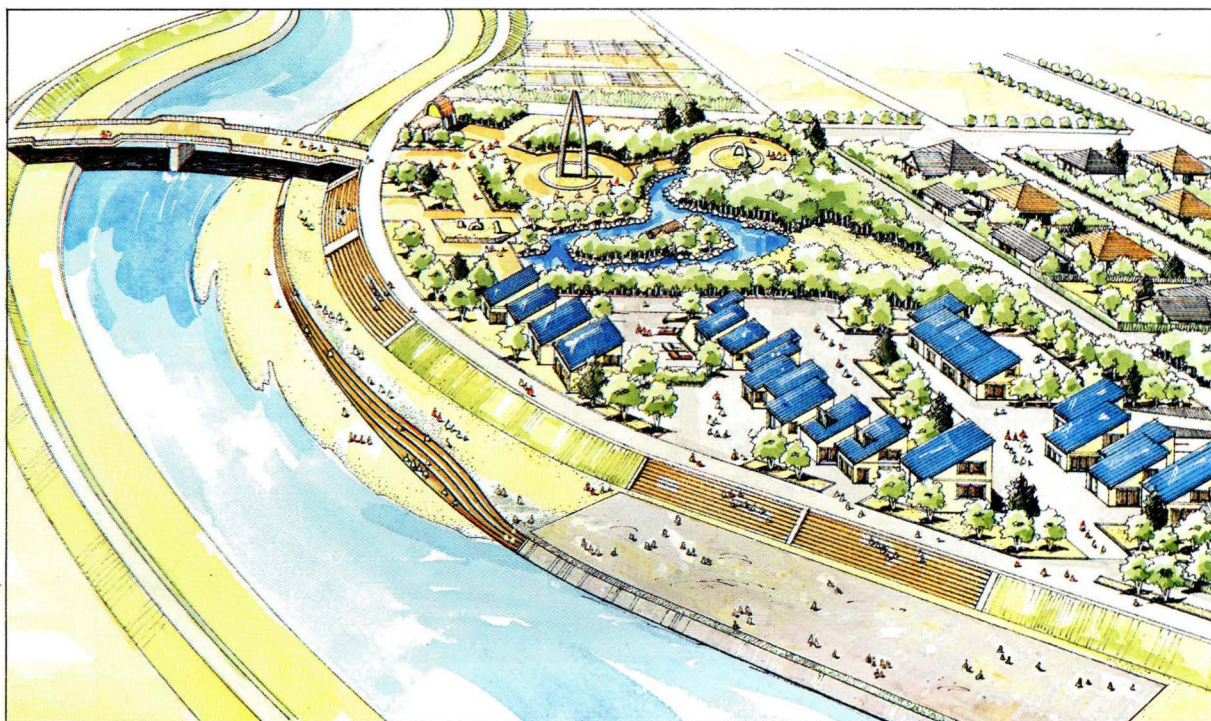


図-17 駒形清流公園（仮称）イメージ図

<豊田田園公園（仮称）>

豊田南土地区画整理区域内の地区公園が浅川に隣接して計画されており、河川敷内のグランドも含めて田園公園として整備する。

- ・堤内地の公園に田園情緒の豊かな施設を導入する。
- ・既設グランド周辺に散策路の整備を行う。
- ・堤防には階段護岸を設け、低水護岸には親水護岸を導入する。
- ・人道橋（出会い橋）を設ける。



図－18 豊田田園公園（仮称）イメージ図

<平山親水公園（仮称）>

平山橋下流は最も親水空間の要素に富んでおり、この地区には大名淵と呼ばれる段丘崖，川の流る変化による淵，瀬，中の島があり，常にレクリエーションの場として利用されている。

この地区の主な整備の方向としては，自然の川原らしさを大切にして，以下のように整備する。

- ・水遊びのための徒渉池を創出する。
- ・河川整備に支障のない範囲で，淵，瀬などを生かしたせせらぎを創出する。
- ・階段護岸，緩傾斜護岸等の親水護岸を導入する。



図-19 平山親水公園（仮称）イメージ図

3) 河川景観を生かした施設整備

① 人道橋の新設

沿川住民の利便性を優先した人道橋の新設は，浅川の都市軸としたまちづくりを行う上で要となるものである。

本市では，既に架橋が確定している“二番橋（仮称）”を含めて2つの人道橋を予定している。

二番橋（仮称）は，高幡橋と新井橋との中間地点にかけられる人道橋で，左岸側の万願寺

土地区画整理事業区域，右岸側の高幡不動駅を結ぶとともに，橋とその周囲の水辺が市民の出合いの場となることを架橋目的としている。

二番橋（仮称）の新設は，次の効果をもたらすと考えられる。

- ・まちづくりの一環としての役割
- ・緑のネットワークの一環としての役割
- ・通勤，通学路としての役割
- ・日野市のシンボルとしての役割
- ・避難路としての役割

二番橋（仮称）の完成予想図（案）を図－20に示す。



図－20 二番橋の完成予想図（案）

② 既設橋梁の整備

浅川には6つの既設橋梁があるが，橋詰や高欄などのデザインの再検討などを行って，それぞれの橋がまちのランドマークとなるように，随時改修，整備を行っていく。

特に長沼橋については，八王子市と調整をはかりながら，まちづくりの一貫として架け替えを行う。

③ 景観を配慮した護岸等の整備

既設橋梁および計画中の橋梁の上下流は，特に修景上の配慮をしなければならない区域である。

景観を配慮した環境護岸や河川敷の植栽などは，特にこれらの橋の上下流に設置すると効果が大きいため，浅川のゾーニングにおいても留意する。

以上の浅川における基本計画をゾーニングの形で示すと図－21のようになる。

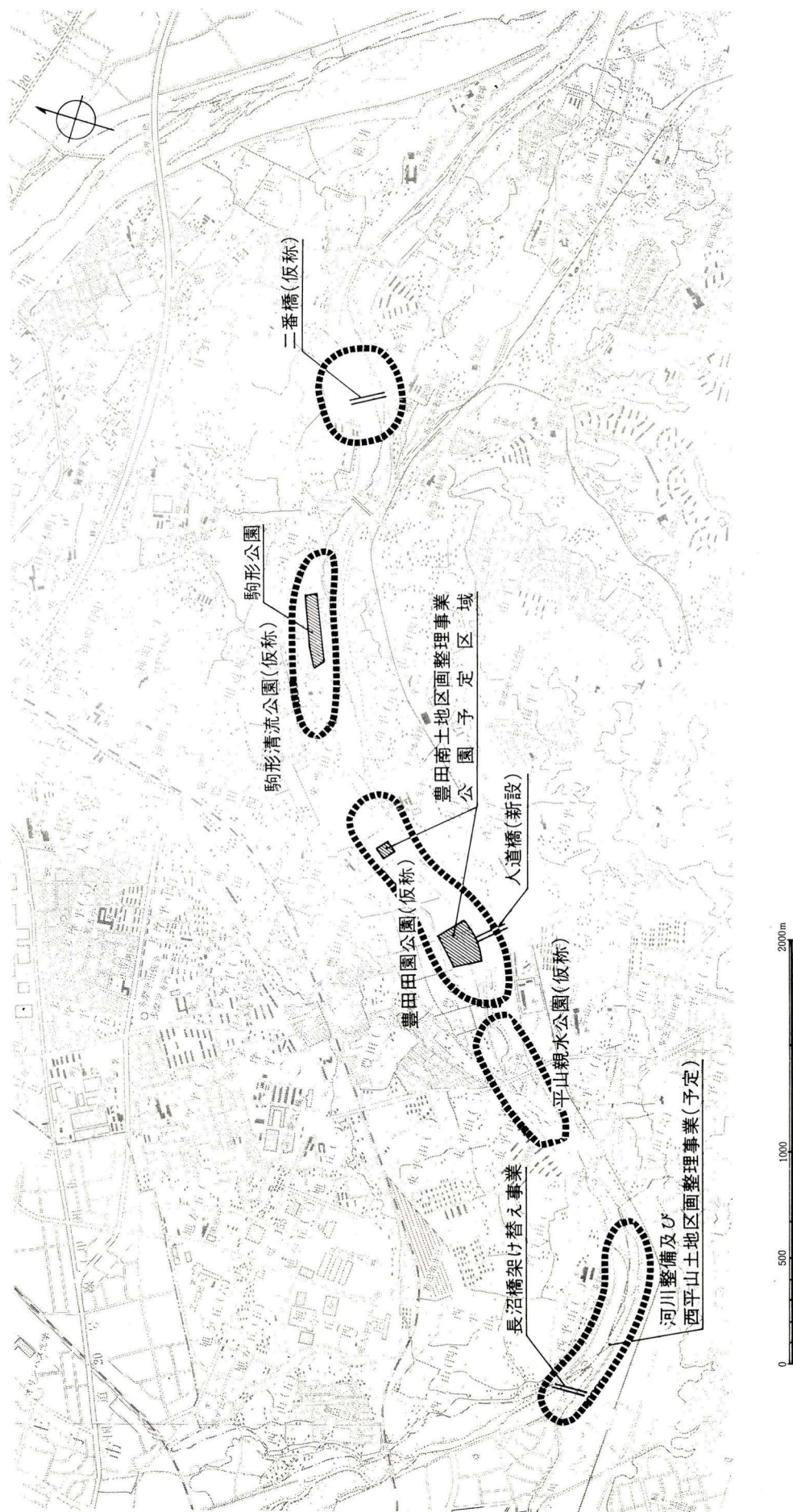


図-21 浅川における基本計画ゾーニング

7-3 流域における基本計画

1) 浅川との一体的利用のための整備

① 土地区画整理事業の対応

本市の土地区画整理事業区域のうち、浅川に隣接しているのは、施行中のものとして、万願寺(127.2ha)と豊田南(87.1ha)及び計画中的ものとして西平山(91ha)がある。

土地区画整理区域と浅川との一体的利用としては、一般に次の方策が考えられる。

- a) 河川沿いに公園、緑地・緑道等を配置する。
- b) 区域内から河川堤防までのアクセスルートを整備する。

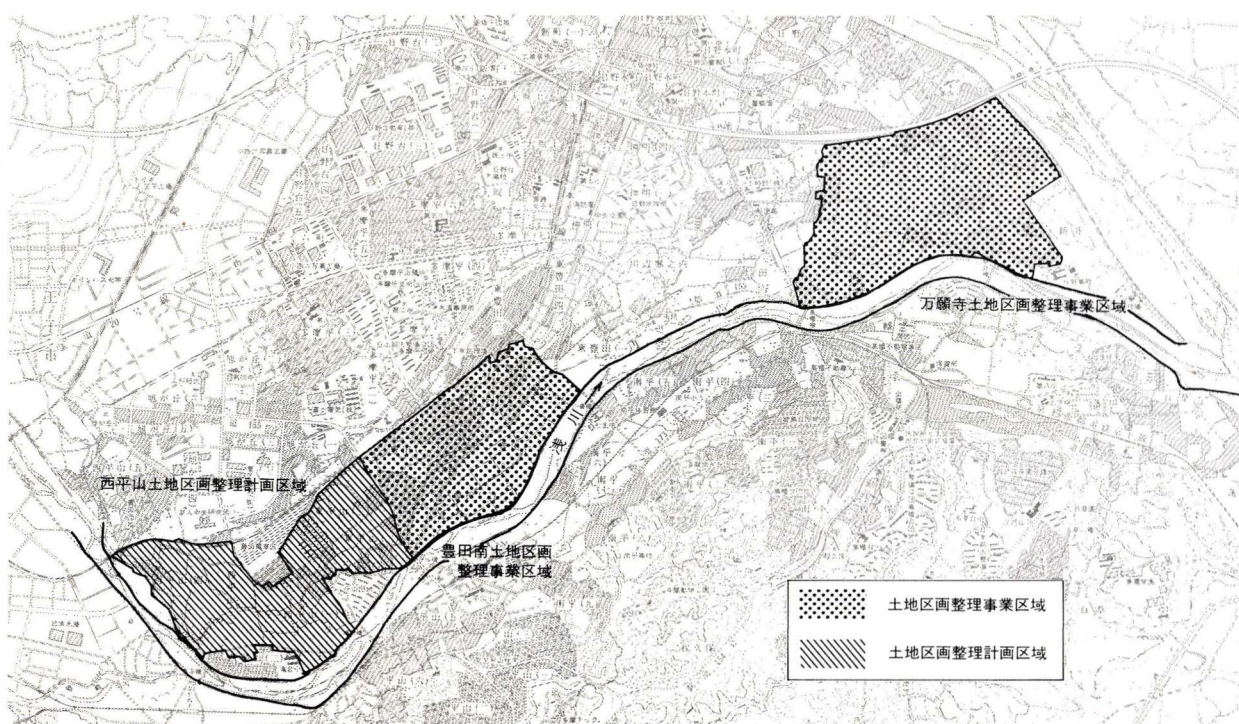


図-22 浅川と周辺との一体的整備

② 浅川と隣接した公園等の整備

浅川に隣接した公園は現在、左岸側に5ヵ所、右岸側に1ヵ所既設のものがある。計画では豊田南土地区画整理区域に地区公園を配置し、昭和70年を目指して事業がすすめられている。

今後、京王線の各駅周辺の面的整備により河川へのアクセスの改善を行い、また、区画整理の未計画区域において、計画時に公園の配置計画などに十分配慮して、浅川との一体的利用を図ることとする。

③ 既存樹林等の保全

土地区画整理等を実施する場合は、浅川沿いに可能な限り河辺樹林地や既存の果樹園等を緑地として保全する。

④ スーパー堤防の整備

堤防沿いの区域を“スーパー堤防促進地区”として整備計画を定め、堤防と堤内地を一体として整備し、治水上の安全性を高めるとともに、良好な居住環境を創出する。

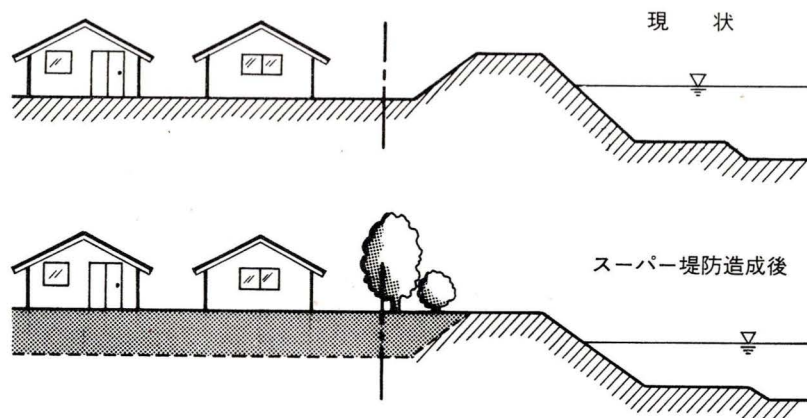


図-23 スーパー堤防概念図

2) 都市型自然の保全・整備

① 公園・緑地の整備

公園緑地計画は昭和70年までに整備する主なものとしては、次表に示すとおりである。

表－7 公園・緑地の整備計画

年	箇所数	面積	備考
既 設	21	78.53ha	
第1期（昭和62～64）	1	4.1 ha	南平丘陵公園（仮称）
第2期（昭和65～67）	1	—	程久保川旧旧川敷 1.6ha
第3期（昭和68～70）	1	1.4 ha	北川原公園（仮称）

② 生産緑地、斜面緑地の保存

市内に残っている生産緑地は、現状においてはできるかぎり維持し、また、斜面緑地は貴重な緑として保存を図る。

③ 緑道・プロムナードの整備

道路事業および都市計画街路事業において、緑道の整備、街路樹による緑化などを行って、プロムナードの整備を行う。

図-24 公園・緑地計画位置図 (S=1:30,000)

④ 旧川敷の整備

程久保川の旧川敷については下図に示すような7カ所について面的整備を行う。

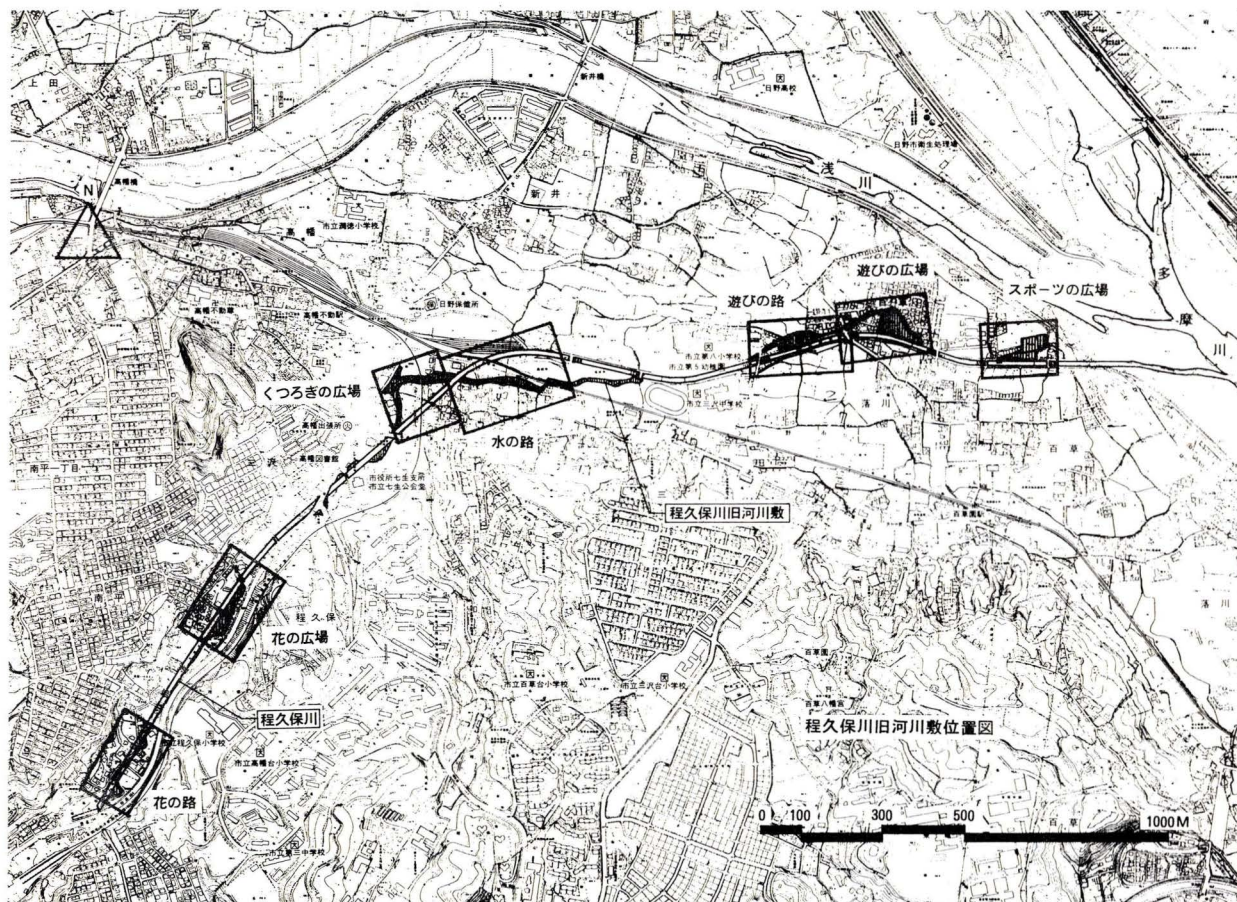


図-25 程久保川旧河川敷位置図

ゾーニングの基本方針は次のとおりである。

第1に、程久保川の最上流から七生支所までを1つのゾーンとして“花”をテーマにした花の路とする。

第2に、高幡不動駅に近接するゾーンは“にぎわい”をテーマとしたつどいの広場とする。

第3に、後畠橋付近の旧川敷は、周囲の屋敷林等の景観を加味し、“水”をテーマにした水の路とする。

第4に、日野第八小学校をはじめ、児童館、幼稚園の連続する地区は、子ども達の“遊び”をテーマにした遊びの路とする。

第5に、多摩川と浅川の合流点は、ジョギングコースやスポーツの広場とする。

代表的な箇所を次図に示す。

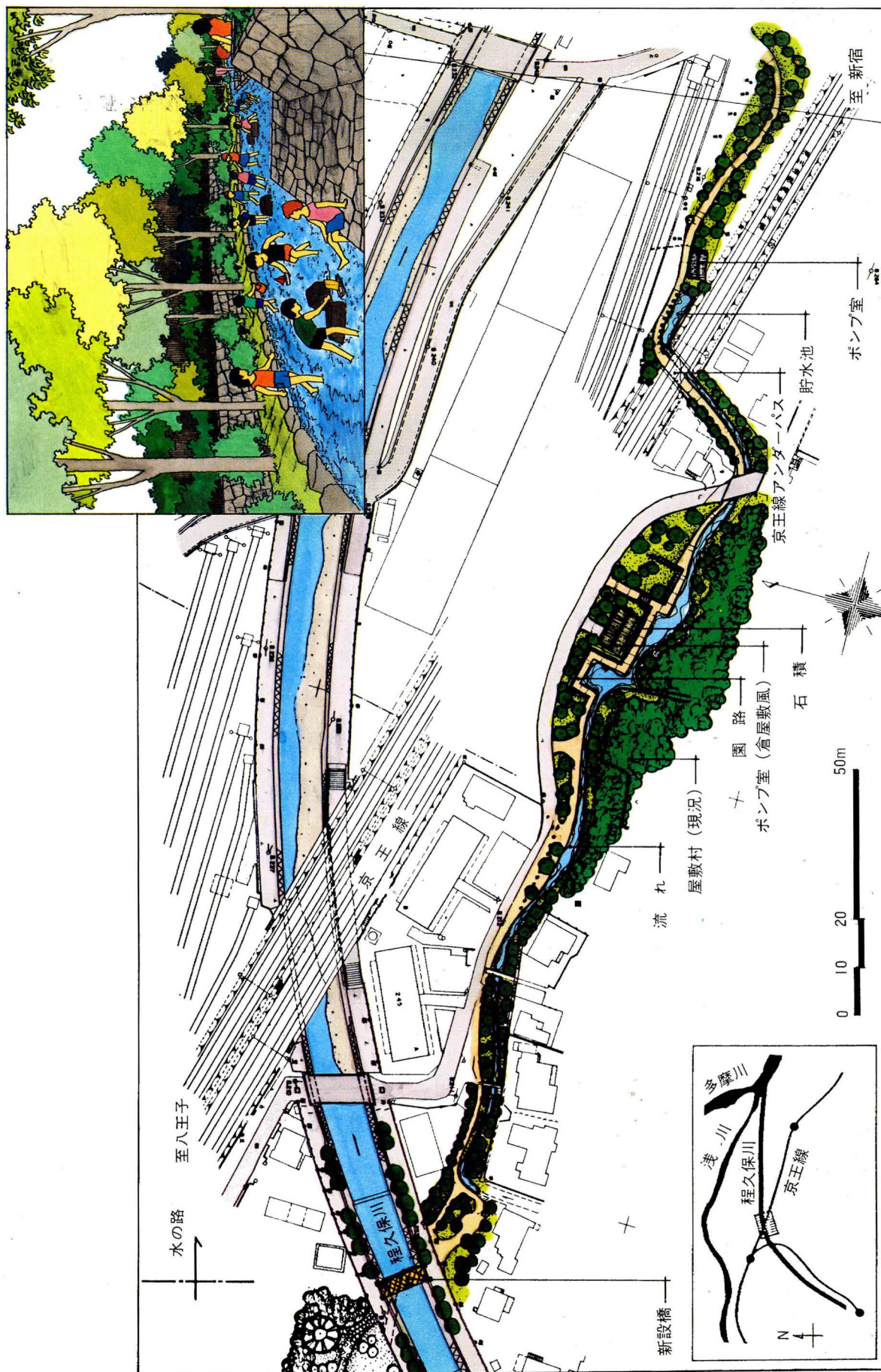


図-26 水の路モデル計画図

3) 小河川、水路の清流復活

① 水路の保全、整備

川とともに発展してきたまちの特色を生かし、既存用水路を主体に清流復活の整備を進める。

昭和70年までの事業スケジュールは次表のとおりである。

表－8 清流復活事業一覧

単位：事業延長（km）

年	水路の整備	水辺プロムナード整備	清水の保全と確保
既 設	2.2	6.5	0.25
第1期（昭和62～64）	2.8	4.4	0.25
第2期（昭和65～67）	3.3	6.3	0.1
第3期（昭和68～70）	2.7	4.7	0.6

<水路の整備>

市内を網目状に流れる水路を、景観上も考慮して環境護岸等を取り入れ、身近に水と親しめるいこいの場として整備を推進する。図－27にそのイメージを示す。

<水辺プロムナードの整備>

緑と清流にめぐまれた浅川・多摩川に安全で快適なプロムナードを整備する。

<清水の保全と確保>

清流条例に基づき、浄化および保全を積極的に進め、貴重な湧水の活用や地下水の涵養を図り、水系の連続性を生かした整備を行い、水環境の保全と確保を推進していく。

② 魚類生息用施設の整備

魚巢ブロックは基本的に次のような場所に設置することとする。

人工化された川をできるだけ魚類、水性植物などが生息できるように復元し、自然豊かな環境を実現するのに適した水路として一定区間を選び出して設定する。

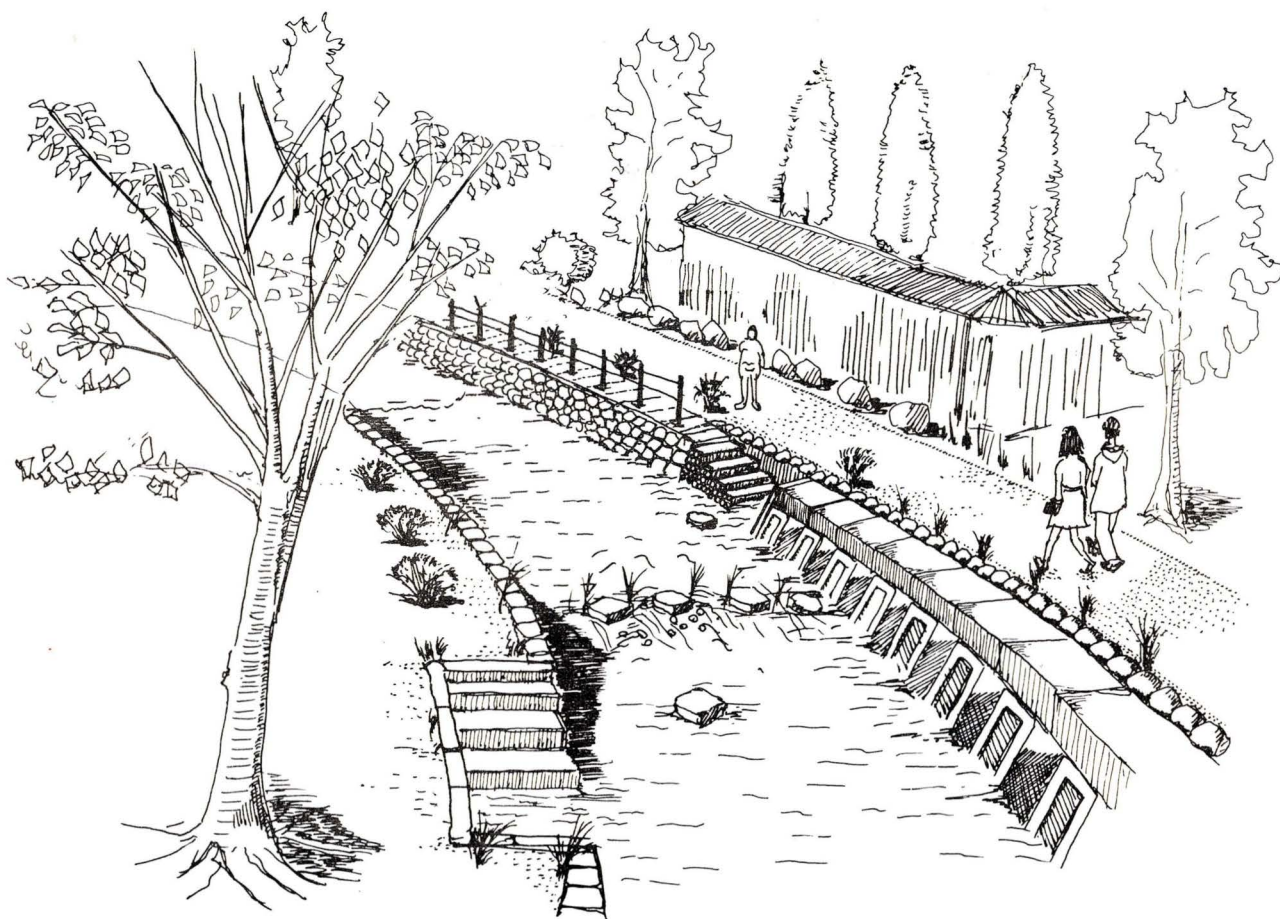


図-27 水路の整備イメージ図

③ 環境維持用水の確保

将来的にも用水路を活用した水環境を確保するため、用水路への取水量を一定に確保できるように検討する。

程久保川等の河川については他の水路からの導水等についても検討する。

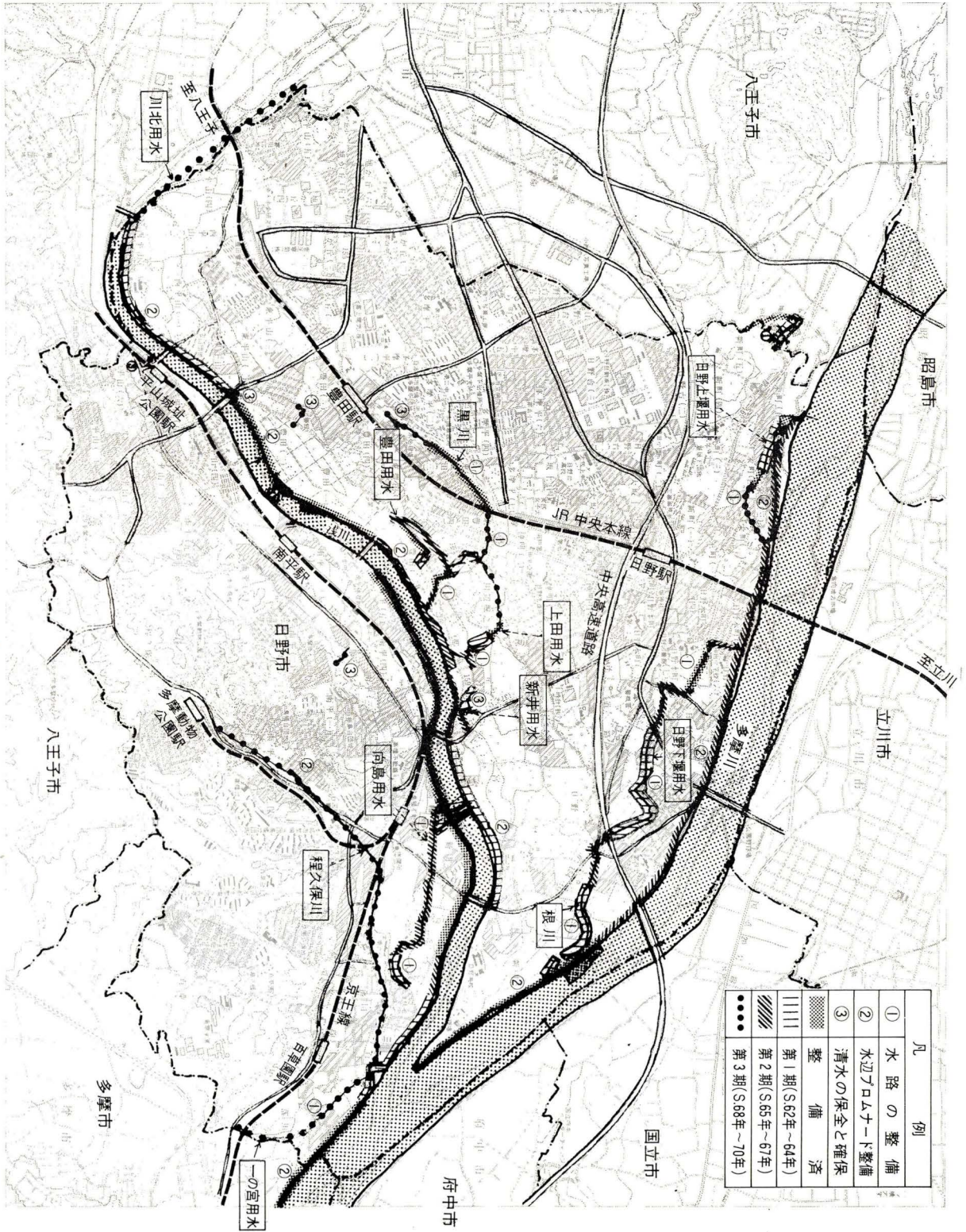


図-28 水路清流復活計画 (S=1:30,300)

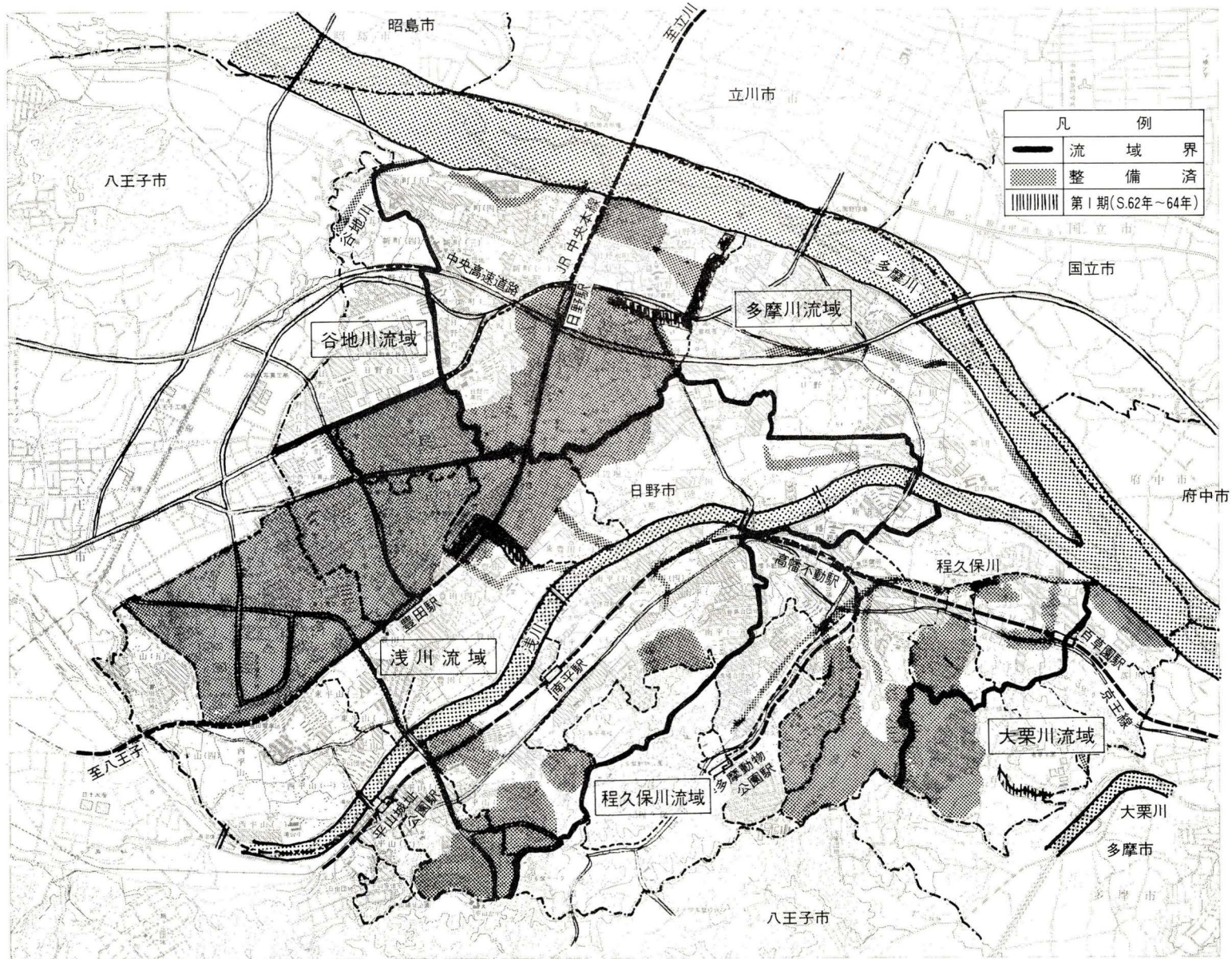


図 - 29 下水道計画区域図〔雨水〕(S=1:30,000)

7-4 ネットワーク化における施策の推進

1) 生態系の保全・回復

① 生態系保全施設の設置

人工化された河川や水路をできるだけ自然にもどし、魚類や水生生物が生息できるように、生態系保全護岸や魚巢ブロック等の施設を積極的に導入していく。

② 保水機能の確保、流出抑制の推進

流域に本来の保水機能が確保できるように、自然地や農地の保全、保護を行い、流出抑制のために、雨水貯留や浸透施設の設置等を積極的に推進する。

③ 魚の放流

生態系保全施設の整備された河川や水路に魚を放流する。

2) 水質浄化のための施策

① 湧水等の利用

市内にある貴重な湧水を利用して、清水を生かした公園を整備する。

② 水質浄化システムの導入

現在、市内の水質浄化の施策として進めている合成洗剤追放運動や廃油回収運動などを積極的にを行い、清流フィルターの設置なども推進する。

また、水質浄化施設として必要な河川、水路には礫間接触酸化法等を設置する。本格的な浄化施設の導入が困難な場合においても、水生植物、木炭による浄化方法などを積極的に推進する。

なお、水質の管理を目的として、各水系ごとに定期的に水質検査をおこなっていく。

③ 下水道の普及

本市の公共下水道事業（污水）は、流域下水道事業の進捗と整合させつつ推進を図る。

- ・ 南多摩処理区の供用開始は、一部が既にすすんでいる。
- ・ 浅川処理区は右岸および左岸の一部を、下水道終末処理場の稼働予定時期である昭和66年度に向けて整備促進を積極的に図る。

また、秋川処理区についても、浅川処理区と同様である。

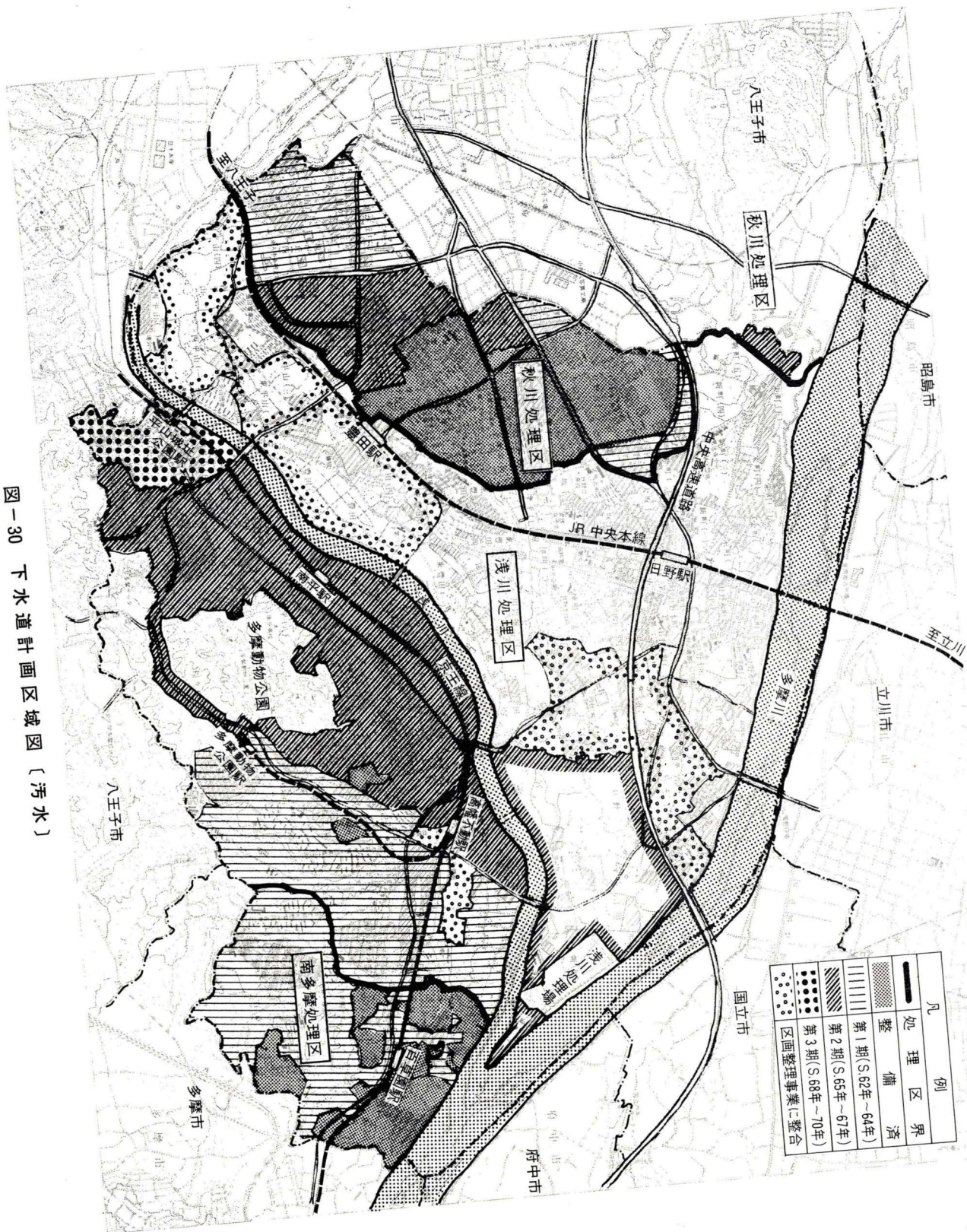


図-30 下水道計画区域図〔汚水〕

3) 行事・組織による活性化

① 市民ぐるみの水環境づくり

現在、本市では行政と市民が一体となった清流復活運動として次の施策に取り組んでいる。
今後もこれらを積極的に推進する。

- ・水路清流監視指導員制度
- ・水路清流週間
- ・各水路へのコイの稚魚放流
- ・河川クリーン作戦
- ・合成洗剤追放運動や廃油回収運動
- ・清流フィルターの設置

② その他の活性化のための施策

- ・総合治水対策の推進
- ・水辺のイベントの実施
- ・水生生物の観察会
- ・伝統漁法の継承



河川クリーン作戦の風景

4) 緑と清流のネットワーク化

① 遊歩道，サイクリングロードの整備

本市における遊歩道の整備は図-31に示すようになっており，浅川沿いに設置する。

基本的には，多摩川水と緑のネットワーク化と整合を図りつつ，市の緑道計画をたてる。

② 散歩，散策ルート

浅川に沿って道路または清流沿いには散歩散策ルートを計画する。

このルートは通常は自動車やオートバイなどの進入ができないようにし，安心して歩ける遊歩道を原則とする。また，浅川の堤防天端や用水路に沿った散策路には必要に応じてポケットパークを設けることとする。

③ 拠点の配置と連絡ルート

緑と清流のネットワークの拠点となるべき場所として，市内の大規模公園，神社，仏閣，城跡等の文化的，歴史に関する施設および用水路・段丘崖のハケなどから選び出し，次の箇所を拠点の対象とする。

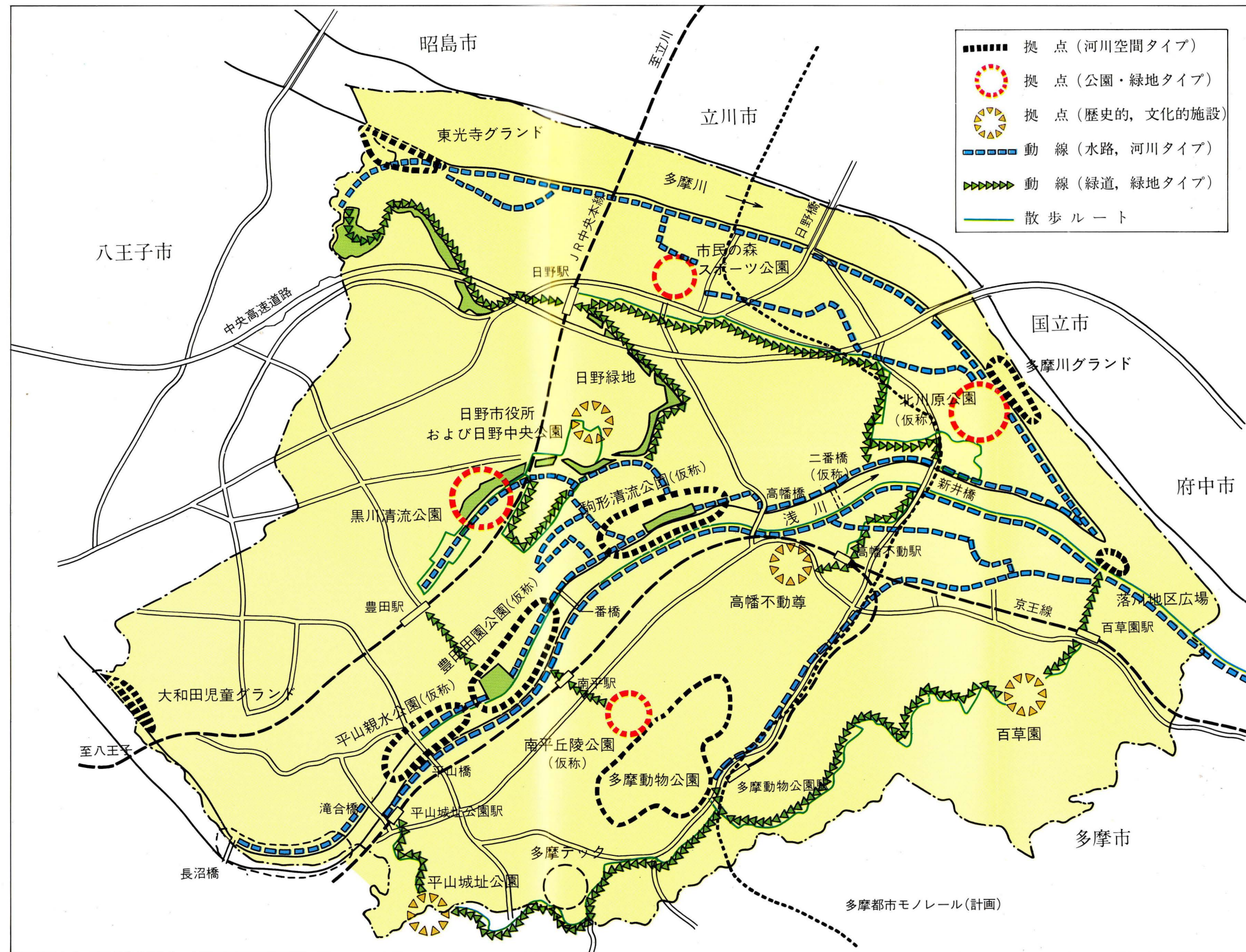
- ・ 百草園
- ・ 落川地区広場
- ・ 多摩動物公園
- ・ 南平丘陵公園
- ・ 高幡不動尊
- ・ 北川原公園
- ・ 多摩川グランド
- ・ 市民の森スポーツ公園
- ・ 東光寺グランド
- ・ 日野緑地
- ・ 日野市役所および日野中央公園
- ・ 黒川清流公園
- ・ 駒形清流公園（仮称）
- ・ 豊田田園公園（仮称）
- ・ 平山親水公園（仮称）
- ・ 大和田運動広場

これらの拠点を核として公園・緑地および用水路，ハケ，緑道等をネットワークとして結ぶ。

また，これらのネットワークを多くの市民が活用できるように案内板の設置や絵タイル，標識等の共通デザイン化などを行い，散策路およびジョギングコースなどに設置するなど，きめの細かい計画を実施する。

7-5 基本計画予定表

整備方針		整備施策
河川環境	自然性豊かな河川整備・保全	自然石護岸，緩勾配護岸等の整備
	親水性豊かな河川公園整備	駒形清流公園（仮称）環境護岸等の整備
		豊田田園公園（仮称）環境護岸等の整備
		長沼橋周辺の環境護岸等の整備
	河川景観を生かした施設整備	長沼橋の架替整備
		二番橋（人道橋）の整備
		豊田田園公園（仮称）人道橋の整備
	浅川と周辺との一体的整備	平山親水公園（仮称）の整備
		駒形清流公園（仮称）の整備
		豊田田園公園（仮称）の整備
		二番橋周辺の緑地等の整備
		万願寺土地区画整理事業
		豊田南土地区画整理事業地区スーパー堤防の整備
		河辺樹林地等の保全・整備
流域環境	都市型自然の保全整備	南平丘陵公園（仮称）の整備
		北川原公園（仮称）の整備
		程久保旧川敷の整備（花の路，ついで広場，水の路，遊びの路，スポーツ広場）
		生産緑地，斜面緑地の保存・保全
	小河川，水路を整備した清流復活	日野上堰用水路の整備
		根川の再整備
		一の宮用水路の整備
		日野下堰用水路の整備
		向島用水路の整備
		上田用水路の整備
		豊田用水路の整備
		川北用水路の整備
		程久保川水辺プロムナードの整備
		新井用水路水辺プロムナードの整備と清水の保全確保
		黒川の整備と清水の保全確保
ネットワーク・活性化	緑と清流のネットワーク化	遊歩道，サイクリングロードの整備（各拠点との連絡）
		散歩，散策ルートの明示
	生態系の保全の回復	生態系保全施設の設置（水路整備との対応）
		魚の放流（水路整備との対応）
		保水機能，流出抑制の推進
	水質浄化	湧水の利用（水路への導入）
		水質浄化システムの導入
		下水道整備（浅川右岸）
	行事・組織的活性化	総合治水対策の推進
		河川への意識啓発及び河川清掃
		水辺のイベント，伝統漁法の継承
		生物観察，その他市民活動の育成



日野市河川整備構想検討会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、日野市河川整備構想検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、日野市における街づくりの中で、河川等の整備を位置付け、地域に根ざし多様なニーズに対応した河川等の整備を実施するため、21世紀を視野に置いた河川整備構想を策定することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を効果的に達成するため、次の検討を行うものとする。

- (1) 日野市の街づくりの中で河川等の整備の目標・方向性についての検討。
- (2) 整備構想は、日野市全域を対象とし、河川等の事業に関し検討する。
- (3) その他検討会が必要と認めた事項。

(構 成)

第4条 検討会は、日野市、東京都河川部、建設省関東地方建設局京浜工事事務所で構成し、別表に掲げる委員をもって構成する。

2. 検討会の座長は、日野市長とする。

(検討会の運営)

第5条 座長は、検討会を代表し、必要に応じて検討会を召集する。

2. 座長は、必要に応じ関係者を構成員とすることができる。

(作業部会)

第6条 検討会には、相互の密接な連絡調整と会の円滑な運営を図るため、作業部会をおく。

2. 作業部会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
3. 作業部会の幹事長は、日野市建設部参与とする。
4. 作業部会は、必要に応じ、幹事長が召集する。

(事務局)

第7条 検討会を運営するため、日野市と建設省関東地方建設局京浜工事事務所に事務局をおく。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は検討会に諮って定める。

(付 則)

この規約は、昭和62年6月4日から施行する。

日野市河川整備構想検討会・作業部会名簿

(検討会)

委員	氏名	職名
座長	森田喜美男	日野市長
委員	藤井友竝	建設省関東地方建設局京浜工事事務所長
〃	新淵昭光	東京都河川部計画課長
〃	長谷川暢男	日野市企画財政部長
〃	前田雅夫	日野市都市整備部長
	伊藤正吉	日野市建設部長
事務局		建設省関東地方建設局京浜工事事務所 日野市建設部水路清流課

(作業部会)

委員	氏名	職名
幹事長	永原照雄	日野市建設部参与
幹事	山根尚之	建設省関東地方建設局京浜工事事務所流域調整課長
〃	木下英俊	建設省関東地方建設局京浜工事事務所河川環境課長
〃	石島威	建設省関東地方建設局京浜工事事務所河川環境計画係長
〃	佐藤肇	東京都建設局河川部計画課総合治水河川係長
〃	黒羽公明	東京都建設局河川部計画課総合治水河川係
〃	小俣雅義	日野市企画財政部企画課長
〃	平井忠	日野市都市整備部都市計画課長
〃	鈴木栄弘	日野市都市整備部区画整理課長
〃	清水啓治	日野市建設部土木課長
〃	中里正市	日野市建設部公園緑政課長
事務局	坂本和雄	京浜工事事務所調査課調査係長
〃	加藤恒太郎	京浜工事事務所流域調整課流域調整係長
〃	清水孝男	京浜工事事務所流域調整課流域調整係
〃	加藤弘信	日野市建設部水路清流課水路清流係長

検討会・作業部会経過

開催年月日	議題	検討会	作業部会
昭和62年6月4日	・規約の提案，承認 ・浅川の改修の現況 ・日野市基本計画の説明 ・今後の検討の進め方	○	○
昭和62年6月18日	・現状の把握 ・問題点と課題の整理 ・市，都，建設省の各基本構想の調整		○
昭和62年6月30日	・緑と清流を生かすまちづくりの課題 ・河川整備の基本構想（案）		○
昭和62年7月3日	・河川整備基本構想の提案，承認 ・基本計画のフレームについて	○	○
昭和62年7月17日	・基本構想の修正検討 ・基本計画の策定の条件検討		○
昭和62年7月30日	・ゾーニング検討 ・各基本計画の策定（案）		○
昭和62年8月6日	・浅川における基本計画 ・流域における基本計画 ・ネットワーク化における施策の推進		○
昭和62年8月10日	・河川整備基本計画の提案，承認 ・今後のとりまとめについて	○	○
昭和62年8月18日	・河川整備基本計画の修正 ・緑と清流を生かすまちづくり構想の策定		○
昭和62年8月28日	・緑と清流を生かすまちづくり構想の提案，承認 ・今後の課題について	○	○

日野市河川整備構想報告書

発行 日 野 市

東京都日野市神明1-12-1

Tel 0425 (85) 1111

編集 建設部水路清流課

発行日 昭和 63 年 1 月

日野市出版物 S. 63.

